

第 19 日目（3 月 18 日）

○議 長（山田 勝君） おはようございます。最終日となりました。

散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は、25 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、小澤実君から体調不良のため欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 日程第 1、第 18 号議案 南魚沼市行政不服審査会条例の制定について、日程第 2、第 19 号議案 南魚沼市情報公開条例及び南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について、及び第 20 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての 3 件を一括議題といたします。3 件について総務文教委員長 塩谷寿雄君の審査報告を求めます。総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 おはようございます。議会も最終日となりました。それでは、審査報告をさせていただきます。

期日は 3 月 4 日金曜日、出席は 8 名、全委員の出席でございました。議長からも出席をいただきました。それでは、第 18 号議案 南魚沼市行政不服審査会条例の制定についてでございます。議場以外での執行部からの説明はございませんでした。質疑に入り、法的な専門家である弁護士がいない場合の判断の決定は、差し支えないか。もう 1 点は近隣の自治体はどういう自治体の例があるかというような質疑がありました。

委員 3 人のうち、弁護士が欠けた場合の件について、委員に必ず弁護士が入るわけではない。ほかの自治体では弁護士を入れない取り扱いのところもある。当市ではできれば弁護士、税理士、行政書士、司法書士から 3 名をお願いしたい。その場合、弁護士でない司法書士、行政書士が法的な判断をできないといった基準はない。任命された方の中で、過半数が出席しその判断をする。近隣自治体の事例は承知していないということでありました。

討論に入り、賛成が 2、反対が 1 で、第 18 号議案 南魚沼市行政不服審査会条例の制定については可決となりました。

続いて、第 19 号議案 南魚沼市情報公開条例及び南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。こちらも本会議以外での執行部の説明はございませんでした。質疑に入り、11 条の 2 の条文の意味がわからない。不作為に係る審査とは、わかりやすくないか。執行部の答弁は、わかりづらいところはある。不作為とはやらないという意味である。この場合は請求があつたにもかかわらずそのまま放置し、期限を過ぎても回答しないということである。

やらなかった場合に適用はしないのか、わかりづらい、趣旨は、ということでございます。答弁は、行政不服審査法の審理委員を指名して、その審理委員がまず最初の判断をする部分

をしないということ。今まで情報公開条例、個人情報保護条例に基づいて、情報の開示について審理の部分も審査会が行っていた。それを今までどおり、審査会で審理と判断を一緒にしてもらおうという意味である。原則は、審査請求が出たら職員である審理委員がまず第一案をつくり、それを第三機関に判断を委ねるが、情報公開については、審査会が設置されており、審理委員が行うような最初の判断、双方からの申し立てを聞いて状況の判断をし、申し立て案をつくる部分まで審査会が行っていた。今回その部分を今までどおりやりたいということで、行政不服審査法に係る手続の審理委員の部分を除く意味合いである、というような答弁がありました。

採決に入り、討論なしで、第 19 号議案 南魚沼市情報公開条例及び南魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、可決となりました。

続きまして、第 20 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。こちらも執行部からの議場以外での説明はございませんでした。質疑もなく、採決に入り、第 20 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案可決となりました。以上で審査報告を終わらせていただきます。

ごめんなさい。18 号議案で採決が 2 対 1 と言ってしまいました、ごめんなさい。討論は賛成討論が 2 つあって、反対討論が 1 個ありました。採決に入り、6 対 1 ということで、原案可決ということになりました。申しわけございません。以上で審査報告を終わらせていただきます。

○議 長 3 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

26 番・若井達男君。

○若井達男君 委員長報告について若干お伺いいたします。この 18、19、20 号は、当日、総務文教委員会には付託されたわけですが、その前段としてこれは初日だったものですから、議会運営委員会の委員長報告がありました。その中については、その付託案件になったときに、議長のほうからその案件についての付託を紹介するというので、議運の委員長の段階では、付託案件が私たちはわかりませんでした。その議案に向かったときに、18、19 が付託なのだとお伺いいただきました。

それはそれでいいのですが、12 月議会でも条例の付託が 99 号で 1 件ありました。これらを踏まえたときに、これは多分、議会活性化という目的の中にそれぞれ付託されてきていると思いますが、今ほどですと、この 20 号議案については、質疑なしということになっておりますし、19 号議案にしてもそうですが、これが付託されて活発なる審議が行われたかどうか、その辺についての委員長のお考えを伺います。

○議 長 総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 18、19 については質疑等も出ましたし、審議もあれでしたけれども、20 号議案だけ質疑がなかったということです。上位法が変わって、こういう条例になってきたということで、その前の意味ということもあって、20 号にいたっては質疑があまりなかったという方向だったのかと思いますけれども、審議はしっかり委員会で行ったつもりで

す。

○若井達男君 全く委員会審議は、慎重に、またしっかりと審議されたと思いますが、私が思うに、条例の制定、これは一委員会ではなく、幅広く議員及び執行部、そして、市民のための制定です。私は制定が一委員会に付託されるのはいかがかと思っておったのですが、先ほど申しあげましたように、これは議運の委員長に申しあげるべきことですが、議運の委員長報告のときはありませんでした。

そんなことで、一部改正についてもこれは同じことも言えるのです。一部改正だからといって、いいのではない。そのいい例が 20 号議案です。「質疑なし」、これが本会議だったら、ないとはいえないのですよ。

そういうことなものですから、活発だとはいいながら、この条例に対する委員会付託がはたして——この後またあるかもしれません。私は委員会付託そのものを否定しているのではないのです。例えば、委員会付託で一番審議がしやすいのなんかは、指定管理人、指定管理者ですよ。今までやってきた再指名にしようが、新たに指名しようが、これらはやはり所管の委員会に付してやると、きめ細かく調査ができると思うのです。

そういったことがありますので、この 4 件を通じた中で、委員長としてどのように、今一度お伺いしますが、お願いします。

○議 長 総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 今ほど若井議員の言われたこともそうですけれども、委員の中からも、今度こういう議案を振るときに、議運のほうで、我々委員長が、総務文教委員長としても出て、どういうことが議案で、委員会、また本会議でやるということをしっかり精査していただきたいという委員の声もありましたので、6 月議会に向けてしっかりやっていきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 18 号議案 南魚沼市行政不服審査会条例の制定についてに対する討論を行います。（「帰っていいですか」と叫ぶ者あり）

ご苦労さまでした。大変失礼しました。

ただいまの 18 号議案に対する討論を行います。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

まず原案に反対でよろしいですか。

○岡村雅夫君 議案第 18 号 南魚沼市行政不服審査会条例の制定について、反対の立場で討論に参加いたします。

このたびの条例制定については、2014 年 6 月 6 日の参議員本会議で可決され、6 月 13 日に公布された行政不服審査法に伴い、この 4 月 1 日から施行される条例であります。この法律制定の際に、我々日本共産党は、反対をしております。制度の一元化によって、異議申し

立てをなくし、審査請求に変わると、参考人からの陳述や検証もなくなり、再調査は申し立て人にとっておざなりな対応としかありません。また、簡易な手続で事実関係の再調査をして、処分の見直しを行うというのが、申し立て人のためでなく、行政側の迅速化を進めるものにすぎない。救済の仕組みが後退しかねないということをおぼえて、指摘をして反対をしています。

そういう立場でこの条例を見ますと、審査会委員は3人です。そして、それは行政のトップである市長が委嘱をします。そして、委員の過半数の出席で開催され、過半数で決すると。そして、流れ的に事務的な手続では、その庶務は総務課が当たり、弁明書は直接その裁定にかかわらない部署が作成するというようになってはおりますが、行政主導になりやすくなるということがあらわれている条例というふうに思います。

国の段階では最近の例として、沖縄の問題であります。あれは国と県という立場でありませうけれども、県が裁定したことに、これは国民の権利救済が目的の行政不服審査法を悪用した形といわれておりますが、国が逆に知事の決定を無効にしまったと。新基地建設工事で、そしてまた強行して、つい最近になって和解という形で進もうという形になっておりますけれども、この行政不服審査法というのは、簡素にした中でこういった弊害も出やすくなるということです。私は審査の段階では、なかなか内容がつかめない状態でありましたけれども、その沖縄の例が頭にあったもので、ちょっと調べてみましたが、やはりそういう形でした。

非常に行政主導という形が顕著になるということで、私どもはこの条例に反対を表明したいと思います。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

第18号議案 南魚沼市行政不服審査会条例の制定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第19号議案 南魚沼市情報公開条例及び南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 19 号議案 南魚沼市情報公開条例及び南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 20 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 20 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 12 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計予算、及び日程第 5、第 13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算の 2 件を一括議題といたします。2 件について産業建設委員長 鈴木一君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会に、平成 28 年 2 月 29 日に付託されました 2 件について審査の報告をします。

まず、審査の状況ですが、平成 28 年 3 月 3 日に行いました。委員の出席は全員であります。議長からも出席をいただきました。審査の内容ですが、執行部から説明をいただき、説明を受けた後、質疑を行い、審査を行いました。

第 12 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計予算について、質疑では不明水の問題、あとその不明水を解消するための予算の関係等の質問がありまして、不明水の原因の 4 割がマンホールあたりから侵入だということです。個人宅の桝からの流入もあり、この広報はどくなっているのかというような質問がありました。不明水の個人宅からの流入については、広報を年に一、二回やっているということです。マンホールの修理につきましては、市内に 2 万個のマンホールがある。1 個 30 万円程度掛かるので、相当の予算が掛かる。すぐには取りかかれないというような質疑がありました。

第 12 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計予算につきましては、反対者なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第 13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算、これについての質疑を報告します。

料金センターについて、非常に成果を上げている。28 年度は水道課の人員削減もあるようだが、まだ早いのではないかというような質問が出ました。事務を委託し、事務を料金センターが行うので、人員削減はしていくということです。

経営戦略策定業務委託について、ゼロベースから検討するとのことである。ある程度目星をつけて、経営戦略をたてるのか、というような質問に対しまして、経営戦略は 10 年以上の長期にわたって施設の更新や、財源をよく検討していく、手法はさまざまあり今の浄水場をどうしていくのか示しながら、平成 28 年度に検討して策定していく、という答弁がありました。

13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算、これにつきましても反対者なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で審査報告を終わります。

○議 長 2 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 12 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 12 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算についての反対討論を行います。

消費税増税後も料金維持や福祉減免制度は、我々は評価してきましたが、市の水道料金は高く、暮らし応援の大幅な値下げは、要求しないわけにはいきません。一般会計の討論でも申し上げましたが、この 3 年間で実質賃金は 5% も下がっているそうであります。その内容として、低賃金のパートなどのように非正規労働者の増加が原因とも言われてはいます。し

かし、正規労働者も物価上昇以上の賃金増は望める状況、環境にはありません。先般、議会で行った市民アンケートにも、水道料が高い、税金を減らして、こういった書き込みが見受けられました。

市長は質疑の中で、消費税を転嫁していないから、実質的には値下げをしているのだというこの市長の答弁、これは市民に通じるものではありません。市民の生活実態に呼応した施策は待ったなしであります。私は新水道ビジョンについて、浄水場を建設し、市内全域に配水する集中配水方式の破綻があったと。また、非常用水源の確保を名目に、旧水源の調査、または新たな井戸掘削など、投資が行われると指摘してまいりました。

今回の予算にあらわれている状況を見ますと、節水志向で料金収入は 1.5%減を見込み、一般会計繰入金は、高料金対策等の減額によりまして 20.2%減少をしております。経営環境はますます厳しくなっています。新年度予算では、給水収益 16 億 5,946 万円、それで元利償還金 15 億 6,276 万円、若干の利益が見込まれるような形になっておりますけれども、平成 26 年度末起債残高見込は 113 億円で、平準化債 3 億 3,300 万円を借りての経営であります。

今後の計画に当たっては、これまでの総括を踏まえ、しっかりと計画を立て、市民の理解を得て進むべきであります。水道料金の大幅な引き下げを視野に入れた計画は、当然のことです。更新された管路、あるいは各地域につくられた配水池は、しっかりと維持管理し、エリアごとの配水を基軸に、安全な水を安定的に供給していく体制を強めていっていただきたいものであります。

あくまでも市民の命を守る水道行政は、行政主導であるべきと考えているところであります。市民の願いに応える水道料金を構築していただきたい。以上が理由でございます。

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、南魚政策研究会を代表しまして、平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。水道とは、ライフラインそのものです。現代社会において水道とは、まるで空気のような存在であること。そのありがたみを感じることは、災害時などライフラインの切断を経験しなければ感じとることはできません。私は山岳地での経験を踏まえると、蛇口をひねれば水が出てくるという生活は、何と便利なことかと常日ごろ感じているところであります。

それに対する費用についても、現段階で我が市は水道料金が高いことは認めざるを得ませんが、その水道が使えなくなると考えたならば、現在の段階ではこの水道予算には、消費税増税後、費用の値上げ等を抑える努力をしていることが感じとれます。その点に関しては評価したいと思います。

また、今後の展開も含め、近い将来、上水道のあり方を水道ビジョンに明記してありとおり、深井戸を掘り、水道料金の削減を選択肢に入れるなど、市民の生活をいかに守り、豊かにしていくかを考えている姿をみてとることができます。畦地浄水場の今後のあり方も含め、検討を進めることが期待されます。改めて、現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、

将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道水の確保などを考えていく必要もあります。また、漏水による無駄な支出も抑えるために調査、修繕を行うことも求められます。そして、今年度より、料金収納、管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減していくという試みも前向きに経営努力をしているという姿勢が伺えます。

このようなことを複合的に考えるならば、平成 28 年度の水道事業会計予算は、おおむね好評価に値いたします。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

2 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。それでは南魚みらいクラブを代表いたしまして、第 13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。市民生活を守る上で、安心・安全な水道水の安定供給は、大変重要な課題であります。安全な水を安定的かつ、持続的に供給できる強靱な水道の構築を理念に掲げ、施設の適正な維持管理と今後の課題であります老朽管更新、危機管理体制の強化、新しい水源の確保など積極的な取り組みの姿勢が伺えるものであります。

また、市長も再三おっしゃっておりますが、消費税 3%増税に対しても料金改定を行わず、福祉減免を継続しており、実質その分、価格を下げたことと同じ効果を生んでおります。厳しい経営の中での努力を伺えます。

簡単ではございますが、以上の観点から水道事業会計予算に対して賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 おはようございます。日程第 5、第 13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算、本案に賛成の立場で討論をいたします。それぞれお話がありましたけれども、水道は 1 日 24 時間、365 日、絶対に休むことが許されない。市民生活にとっては最重要なインフラであります。日常生活に欠かすことができないから、消費税率の免除とか、そういったことで、とにかく安全・安心に加えて、安いに越したことはない、こういうことで消費税率も据え置いて努力をしております。そういったことも評価したい、こう思います。

南魚沼市水道ビジョンでも、継続的に供給できる強靱な水道の構築、これを理念としてうたっております、非常に頼もしい限りであります。最近地球温暖化の影響でしょうか、想定外ということが当たり前になっている。我が市も平成 23 年に 100 年に一度といわれるよ

うな大災害に見舞われたわけですが、三国川の水源が濁土で浄水機能が落ちた、そういったことで大規模な断水がありました。毎年、毎年各地で災害救助法を適用しなければならぬような自然災害が起きている中で、そういったことを目の当たりにすると、南魚沼市の水道ビジョン、ここに掲げられた強靱な水道の構築、この理念には大いに賛同して、市民の最重要インフラである水道事業がいかなるときも安定的に供給できる、そういう体制を期待いたします。

この予算の概要の中で、収益的収支あるいは資本的収支、それぞれ今年度よりも減額の計上をしております。反対討論で指摘がありましたけれども、こうした中で非常に努力をしておる、そういうことを感じます。資本的収支は10億375万円の収入不足となっておりますけれども、これには留保資金を補填しております。しかしながら、内容を見ると、やはりいろいろな災害等に備えての緊急水源の確保、あるいは旧水源の改良、それから災害に対してのそういったことに備えるということできいろいろやっておられます。配水管の布設工事なども、非常に内容を見れば緊急性の高い、必要な事業が厳選されておると、こういうふうに納得をいたします。

漏水問題がいつも問題になりますが、全配水量の18%もある。142万トン、金額にすると4,000万円にもなります。有収水率を下げている大きな原因が、漏水問題であります。対策費として150万円が計上されておりますけれども、これでしっかりした調査ができるのかどうかとは思いますが、年次計画の中で徹底した調査を期待いたします。

水道事業が厳しいことは、皆さんご承知のとおりです。先ほど反対者から起債残高113億、こういうお話がありました。これはいつも言われているとおり、建設当初の過大な投資、当時は157億円の起債で始まったわけでありまして。今、113億になった、そういったことで苦労をしながらの起債の減額になっている、こういったことも評価をしたいと思います。

参考資料のいろいろな指標を見ても、相当厳しいということは、反対者が申したように、我々も認識をしております。しかしながら、厳しい財政の中、水道管理者をはじめ、この企業団、職員の皆さん方が、知恵を絞っての予算編成と評価をして賛成討論といたします。多くの皆さんからご同意いただきますように、お願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第13号議案 平成28年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、新生市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者は、消費税分の値上げをしない、福祉減免を行っている、このことは評価する、同じ意見であります。料金を下げるべきだという部分でありますけれども、確かにおっしゃるように、実質賃金はこの3年間で5%も下がり、市内の雇用状況をみても低賃金と、いわゆる生活実態に即した

料金となっているかといわれれば、そうではない状況であります。

また、新水道ビジョン、これについても暫定版であって、本格的な全ての施設を更新した場合にどうかという水道ビジョンはまだ示されていないわけでありまして。収入が減り、繰入金も減っているという、こういう経営環境の中で、この料金の維持をするということは、結果的には資本費平準化債という、こういう将来世帯に負担を残す恐れの大い資金繰りに、頼らざるを得ないという状況が発生をしているわけです。経営改善計画、このことが平成 28 年度中には、きっちりと示されるはずでありましょうけれども、反対者が申したように、起債残高の巨額な部分、さらにまた単年度で見た場合の資金繰り、これらを見れば、非常に厳しい状況であると、こう思っております。

また、集中配水方式からエリア別配水方式ということをご提案なさいましたが、このことも経営改善計画の中で、はたして無理のない設備投資をして、可能なかどうか、このことはきっちりと考えていただきたいと思っております。今年度の工事、配水管布設 5.7 キロメートルであります。8 キロメートルは最低限といわれた中でも 5.7 キロメートル、これが平成 28 年度でやれる限界なのかなという気もいたしますけれども、いろいろな指標の中で出てまいります、有収率であります。この有収率は、毎年度下がってきている。漏水対策がままならないと、この部分はこの配水管の入れかえしかないわけでありましてけれども、この工事費さえ捻出をするのが非常に厳しい状況であるというわけでありまして。

そうした中でも、石打の水源施設建設工事であったり、見越沢の水源施設改良工事であったり、名木沢の高区配水池管理道路整備工事、船ヶ沢の高区配水池内面防水工事、舞子増圧ポンプ場自家発電機更新工事など、急がなくてはならない工事、これらがある。この工事費を一体どうやって捻出したのかということを考えれば、担当課の苦勞がこの数字から見えてくるわけでありまして。

少なくとも、5 万 8,000 人の市民に対して、安心・安全な水を提供しようという、その姿勢には頭が下がる思いでありますけれども、平成 28 年度、予定どおりに経営改善計画このことがきっちりと示されて、はたしてこの高料金といわれているものは、どの程度下げられるのかということをご期待をしながら賛成討論とするものであります。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決をいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

第 13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 8 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第 7、第 9 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、第 10 号議案 平

成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第 9、第 11 号議案 平成 28 年度南魚沼市内診療所特別会計予算、及び日程第 10、第 14 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計予算の以上 5 件を一括議題といたします。5 件について社会厚生委員長 腰越晃君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会に付託された案件についての審議状況を報告いたします。期日、平成 28 年 3 月 2 日、委員の出席状況は、出席 9 名、議長からも出席をいただきました。執行部出席状況は記載のとおりでございます。まず、第 8 号議案 平成 28 年度国民健康保険特別会計予算について、執行部より議案資料に基づき、説明の後、質疑を行いました。

主な質疑については、まず高額医療費の増額については、高額医療費の対象者はほとんどが入院による。基幹病院の開院も関係している、時間の経過とともに平準化してくるものと考えている。

次に保険税滞納についての質疑がありました。過去の滞納分については、欠損処分や強制徴収を行っている。資格証や短期証を発行する場合もあるが、その数は毎年減少している。福祉制度を知らないで生活が困窮し、滞納につながっている例もあり、福祉サービスを必要とする場合は、福祉課と連携し、対応している。

次にジェネリック医薬品の使用や医療費抑制を、市民にどうお願いしているか。これに対しては、市民に対してのアピールはさまざまに行っている。ジェネリック使用に関しては、保険証にジェネリック希望シールを貼る方式を今年から採用している。差額が 500 円以上の方には差額通知を出し、これについては反響がある。国保制度のパンフレットも、保険証に同封し送付している。今後も制度の周知について取り組んでいく。

次に法定外繰入 1 億 3,000 万円のこの金額レベルはどういうものか。これについては、公表できる資料がない。しかし、県内半分くらいの市町村が何らかの形で法定外繰入を行っている。

次に保険者統合後、保険税はどうなっていくのか。これに対しては、保険者統合をなされるが、負担金は各市町村に割り振られ、その負担金のために各市町村で税率を決めて徴収する形になると思われる。最終的に県内一律を目指すといわれているが、いつ実現できるのかははっきりと答えられない。長い年月をかけるしかないと考える。

次に、病気等の予防の健康推進員の活動について効果があるのかという質問がありました。健康推進員については、各行政区に最低 1 名、現在約 300 人、任期 2 年という状況で活動していただいている。平成 27 年度は研修会を 6 回開催。研修をもとに保健師が補助しながら各行政区で、減塩、運動指導などの講演や教室を行っている。健康推進員の活動は重要であり、参加者を増やすために、各行政区や地域コミュニティにもお願いし、住民への声かけを広げている。

次に、今後基幹病院や市民病院の医療供給が充実してくると、1 億 3,000 万円の繰り入れ

では足りなくなるのではないか。これについては、基幹病院も市民病院もフル稼働になった場合の、医療給付の増加に不安もある。しかし、ある程度の期間があれば終息してくるものと考えている。

次に国保加入者のほぼ半数が保険料負担軽減措置の対象者である。軽減対象とならない方々の負担は大きい、その配慮についてはいかがか。これに対しては、国保は受益者負担を原則とし、当市でも法定外繰入を行わないでこれまできた。日本は皆保険制度であり、国保が最後のとりでだと言われている。当市の税負担は、これ以上税率を上げない方針をとり、一般会計からの法定外繰入による税率措置を行っている。

このほかにもありましたが抜粋しました。討論では原案反対討論が1件ありました。採決の結果、賛成7、反対1、賛成多数で可決と決定しました。

第9号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部より提案理由の説明を受け、質疑を行いました。

概要は、国は後期高齢者医療の特例軽減を段階的に打ち切ることを選定したが、当市での対象者はどの程度の負担増になるのか。これに対して、被保険者の約半数が影響を受けると考えている。金額は把握できていない。特例軽減の廃止については、平成29年度までに段階的に廃止される予定であるが、後期高齢者広域連合に照会をしているけれども、国からは何の連絡もない状態。保険者協議会では、国で一方向的に進めず、保険者と協議して進めてほしいという要望書を国に提出。これまで回答もなく、実際の動きもない状態である。

討論では反対討論が1件ありました。採決の結果、賛成7、反対1、賛成多数で可決すべきものと決しました。

第10号議案 平成28年度南魚沼市介護保険特別会計予算、執行部より提案説明を受け、質疑を行いました。

介護給付費の適正化についてはどうかという質問であります。ソフトを導入している。また、ケアプラン策定時点では、ケアマネージャーと家族、行政が月に一度、会議を行うので、不適切重複するケアプランはない。

次に介護職員の処遇改善についてはいかがか。業務多忙などの理由で職員研修に取り組んでいなければ、処遇改善部分の加算は取得ができない。実際には当市の事業所全部で処遇改善部分が給与の増額につながっているわけではない状況。実態調査も必要である。行政の指導も行っていくべきと現在考えているという答弁であります。

次に認知症対策の取り組みについて質問がありました。高齢化とともに認知症患者も増加してくる。包括支援センターを中心に組み込んでいく必要がある。認知症初期集中支援チームを早期に立ち上げる方向で現在進めている。

次に介護職員の処遇改善が1万2,000円上がったが、その分が職員の給料アップにつながっているか、実態調査を行っているかという質問がございました。これについては、年度末に各施設より実績報告を受け、これによる賃金総額として増額につながっていると確認をしている。ただし、個別事業所については、現在は実態調査は行っていないという答弁であり

ます。討論に移りまして、反対討論 1、採決の結果、賛成 7、反対 1、可決すべきものと決定しました。

第 11 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、これも執行部より提案理由の説明の後、質疑を行いました。常勤医師がいなくなるが、今後の運営についてはいかがか。これに対しては、常勤医として現在、北海道北見赤十字病院で長く勤務していた医師を招聘しようとしている。麻酔科医であるが、緊急外来にも対応しており、本人にも内科で対応できることを確認している。

運営については、直営、または指定管理を含めた法人に委託する方法、市民病院の協力を得たサテライト的な運営などを検討しているという答弁であります。

外来数の減少についていかに対応しているかという質疑があり、城内病院として 2 診体制のときは、1 日 80 人から 100 人の外来であったが、現在は 40 人を下回る状況。これは地域の需要に当たっているとはいえない。新年度から新しい医師を向かえて、増やしていくよう努めていくという答弁であります。討論なく、簡易採決の結果、可決すべきものと決定しました。

第 14 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計予算、市民病院事務長より提案説明を受け、質疑を行いました。

まず、大和病院医業費用にある経営コンサルタント委託料について。これについては、病院の経営改善に取り組むことを目的とするコンサル活動である。また、市民病院では大和病院の展開をみながら検討を進めていきたい。市民病院においては、その時期はまだ検討に入っている状況ではない。

次に市民病院開院後、問題点はあったのかという質疑がございまして、これに対しては、細かい部分の課題や問題は日ごとにそれぞれの部署で対応しており、大きな不都合は出ていない。受付や診察の遅れ、診療の遅れ、委託業者への対応の苦情なども若干あるが、その都度対応している。ほとんどが大和病院で働いていたスタッフであり、自主的に患者誘導や受付、他部署への協力に動いているという答弁であります。

次に、一次借入金の償還にどう取り組んでいくのかの質疑がございました。これに対して、これまでの一次借入金は市と協議しながら償還することになる。市長も一定程度の対応を財政課と協議していると答弁しており、具体的な内容は今後出てくると思っている。

次に、在宅医療、介護の収入を見込んでいるが、対応できる体制なのか。これに対しては、在宅部門では特に塩沢、六日町地域で大きく前進してきていると考えており、特養との嘱託事業も新年度から拡大する予定である。歯科——歯医者さんのことですが——歯科も往診を開始する予定なので、これまでこの地域になかった部分で前進がある。

訪問看護等の件数もかなり増えている状況であり、大和地域で培ってきたものが浸透してきている。人員体制は、医師は大和 4 名、市民病院 13 名、看護師は保健師を含め大和 29 名、市民病院 115 名である。非常勤は 1 月 1 日現在で両病院合わせて 125 名。

次に、旧県立病院の取り壊しについて質疑がありました。これに対して、取り壊しの設計

入札が終了し、委託契約が完了している。年度内に設計が出来上がる。取り壊しの完了時期はこの設計計画による。土壌汚染調査も取り壊しと並行して進めることを検討中である。

次に市民病院の外構整備工事3億1,200万円について、院内保育園の整備もこの中に入っているのかという質問に対しては、院内保育園整備も含んだ外構整備工事であるという答弁であります。

次に現在の市民病院の状況で、在宅医療看護に対応していけるのか。看護師の確保、郡市医師会との連携の必要があるのではないか。これに対しては、郡市医師会との連携は今後の鍵である。救急医療でも連携を検討したが、市民病院が電子カルテになったことや、開業医の高齢化などにより進まなかった。地域医療も含めた中で、市民病院がどこまで対応していくのかという議論は難しい。しかし、やれる範囲で頑張っていくしかないと考えている。

看護師確保もこの地域全体では不足している。就学資金を活用して採用となる看護師、これは再来年によりやく卒業を迎える状況である。この一、二年は厳しい状況が続くと考える。現段階で市民病院が対応できるかは、過渡的で難しい部分もあるが、在宅医療、看護は確実に進めている。

次に在宅医療について、看取りを含めどう進めていくのか、という質問に対しては、塩沢、六日町の在宅医療を充実させようとして進めている。地域医療部が中心となり、部長の大西医師が訪問提供医療の拡充や、訪問看護師を4名から5名にして、24時間対応で看取りを含め、現在行っている。市民病院群としては在宅医療を充実させていかなければならないと考えており、まずは人員確保が一番だが、それに対応できる職員教育のほか、地域の介護福祉施設及び行政とも連携しながら臨んでいく考えである。

その後、討論なく簡易採決により、全会一致にて可決すべきものと決定しました。以上、付託案件5件についての審査報告をさせていただきました。

○議 長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 国保会計について、県下統一される問題についてですが、統一されても現行の税率は個々の市町村に委ねられるという報告であります。今まで執行部、市長の答弁では、それにかかわるからなかなか手当てができないと、こういった方針でいたわけですが、私はちょっと乖離があるという感じがしたのですが、その辺、今少し説明をいただきたいと思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○社会厚生委員長 お尋ねの件でもございますが、全国をみた場合でもそうですし、この県内でもそうですが、各市町村で大きな差異があるわけです。また、保険税で足りない分、一般会計からの法定外繰入の金額についても、各市町村で差があります。もちろんやっていないところもあるわけです。そうしたものが、新潟県という一つの大きなところにプールされて、各市町村、どういう配分になってくるのか、これについてもまだはっきりしていません。分布金といったか——簡単なように負担金、各市町村の負担金と私はさっきは表現しま

したけれども、そういうものがどういう、さまざまな要因で決まってくるのかということもはっきりしておりません、という説明です。ただ、その分担金がきた場合、それをどう徴収するかというのは、各市町村の判断に委ねられるので、それを支払うために一般会計から幾ら入れる、どういう税率でやるかというのは、その後の各市町村の判断になるのではないかと、そういう説明であります。よろしいですか。もっと明確に答弁できればいいですけども。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の答弁を聞くと、やはりそれだから、その県下統一という方針があるから躊躇していると。一線で行うが、あるいは税率改定等が躊躇しているというような執行部の姿勢が伺えますので、その辺をある程度手当てをすることによって、また違った分配方式等も出てくるわけでありまして。その点を委員会等でこれからもきちんと精査していただきたいと思いますというふうに思います。

現実には報告にあるように、非常に重税感をもっていることは否めない事実だというふうに私は考えているところでありますので、ぜひ、そういう点で、今後の審査等を期待するものであります。以上で終わります。

○議 長 社会厚生委員長。

○社会厚生委員長 了解しました。質疑の報告でもしたかと思えますけれども、本市では減免措置になるのが約半数です。ということは言い換えれば、保険税をしっかりと 100%払っている対象者は、非常に厳しい高額保険料を払っているという状況であります。そういう状況も報告を受け、今回の質疑の中で説明をされていますので、当然、保険組合の統一というのは、大きくなればそれだけ個々の組合員の負担も軽減されるのではないかと、そういう期待が当然あるわけでありまして、なかなか個別市町村では状況が違いますので、それをどのように進めていくのかというところは、また社会厚生委員会もしっかりと、今 18 番議員が言われたように調査をしていく必要があるかと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 8 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 どうも皆さん、おはようございます。第 8 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。国保税の徴収困難者が年々増える状況です。その根底には貧困と格差の広がりがあります。山形大学の戸室准教授の研究によれば、貧困世帯は 1999 年 385 万世帯から、2012 年 986 万世帯へと、この 20 年間で 2.5 倍に増加をしました。戸室准教授によれば、貧困は特定の地域の固有の問題ではなく、全国一般の問題へと深刻化していると指摘しております。

私どもは住民福祉の増進という、地方自治法の目的に沿って、これまで国保税や後期高齢者医療費、介護保険料など、直接お一人お一人の市民の家計を支援する方向を訴え続け、引き下げ、負担軽減を言ってまいりました。市民の多くが突然貧困に陥る危険と隣り合わせで生活しております。あらゆる政策の是非を判断するものさしとして、貧困と格差の問題を据えることが重要です。その政策の実行が、貧困と格差を是正する方向に働くのか、それとも逆に拡大する方向に働くのか、政策の基準に据えるべきです。

国保はいうまでもなく社会保障です。命と健康を第一とする対応が優先とされます。失業や病気を契機に、払いたくとも払えない人へ、納税相談から福祉とも連携して、生活全般への相談に拡充すべきです。資格証や短期証の発行をやめ、安心して医療機関にかかれるようにすべきです。これができれば医療費の減少にも繋がっていくでしょう。政府が社会保障削減路線に走る中、南魚沼市がこの暮らしの防波堤の役割として、国保加入者の暮らしを支える支援が必要です。

政府に国庫負担金をもとに戻すことを引き続き働きかけつつ、市として貧困と格差是正の方向へ、市民からいただいた税金の使い方を、市民の暮らし、家計の応援という姿勢に切りかえ、これまでの国保税の上昇分を抑えるという対応から、引き下げへと転換することを求めて、反対の討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は新生市民クラブを代表いたしまして、第8号議案 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加いたします。1961年に国民皆保険体制が発足しまして、55年になります。その中で国民健康保険は、もともとは自営業者や農家の人たちのためのといいますか、そういう人たちを中心にした医療保険でありました。その後、社会変化、就業構造の変化、雇用体系の多様化がありまして、非正規の労働者の加入も増えて、国民皆保険制度の最後のセイフティーネットでありますので、失業者など、そしてまた年金生活者なども増えまして、さらには74歳までの退職者も加入することからも、高齢化が進めば医療費もかかるという実態になっています。

南魚沼市では高い収納率を維持していますけれども、全国的にはそういう中で、先ほども話がありましたように、国保税の滞納者が増えているようであります。したがって、国保財政は全国どこでも大変な状況であり、国民の負担感も大きいことは、私も先ほどの反対者と同様に、認識を同じくしているところであります。

では、そういう国民保険の状況の中で、南魚沼市の平成28年度の国保会計の対応はどうなっているかということでもあります。社会厚生委員会の予算審議も傍聴させていただきましたが、まず国保会計は目的税でありますので、当然であります。受益者である被保険者の範囲で歳入歳出が完結するべきであるという基本には立っています。それが基本でありますので、基本には立っています。

ただしかし、前段で触れましたように、全国的に国民健康保険が厳しい状況の中で、一方、

国では平成 28 年度制度改正で、国保加入者の中の比較的所得の高い部分では、限度額の引き上げもありましたけれども、2 割、5 割軽減対象者の拡大などの低所得者の保険税負担軽減措置も改正を行っております。

今まで市町村ごとにばらばらだった財源を一つにまとめることで、財源調整もできやすく、しやすくなり、そしてまた保険料の差も縮まることを期待して、平成 30 年度からは国保を各都道府県で運営することに向けてのことも進めているわけであります。

一方、市ではどうかと言いますと、引き続き収納率向上対策、そして医療費適正化に向けまして新たに作成した国保データヘルス計画に基づいた健康指導や、特定健診受診率の向上と合わせて、ジェネリック医薬品の普及も引き続き行い、医療費抑制に取り組んでいるわけでありますし、さらに、国保加入者の負担感も限界に近いという認識の中から、平成 28 年度の現実的な対応としまして基金も底をついているわけでありますので、一般会計から 1 億 3,000 万円の法定外繰入をしながら、保険税の上昇を抑える努力もしているわけであります。

先ほどの話でありますと、ただ抑えるどころか安いほうがいいわけでありますから、値下げをしろということだと思いますけれども、当然、先ほどの話にもありましたように、払えない国保であってはならないわけでありますし、そのために病院にかかれぬではまた困るわけであります。国保税が目的税であるという原則、そしてまた国保加入率が人口でみますと、全体の 25%であるという状況から考えれば、無制限に一般会計からの法定外の繰り入れをすることは、国保加入者以外の市民の立場を考えれば、それもまた難しいわけであります。

国保加入者も、そうでない市民も何とか納得するところで、一般会計からの法定外繰入も何とか納得が得られるであろう額で予算組みをする、さらに、足らざるところは先ほど言いましたように、予防医療、そしてまた保険体制の充実などを図りながら、医療費の抑制のために努力するということでもあります。

しかし、先ほどの話にも出ましたけれども、今後の人口減少等もありますので、平成 30 年度から県が国保運営を行うことにしていますけれども、それは理解いたしますし、期待もしているわけでありますが、先ほども話がありましたように、高齢者が多いために医療費の支出が多く、高く、そしてまた低所得者が多いために、財政が安定しないという国民健康保険の構造的な問題がそれで解決するわけではありません。したがって、こういう市や県だけで解決のつかない課題、問題は、引き続き国で現実に合った制度の見直しをし、行政としても、私たち地方議員としても引き続きやっていかなければならないというふうに思っています。

以上、平成 28 年度国民健康保険特別会計予算につきましては、精いっぱい努力と実践を私は感じているところでありますので、本予算については賛成いたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 第8号議案 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。6番議員とかぶるところもありますが、完結にいきたいと思います。国民健康保険制度につきましては、国民の相互扶助のもとで、国民皆保険の根幹となる制度であり、この制度の加入者が退職者や自営者の方など、被用者保険に加入していない方々が加入するものであり、その意味では命のとりでといわれる制度であります。

その一方で、近年は被保険者は減少し、昨年より約900人減の1万5,527人と今年度は見込んでいます。財政的には保険税収入が減少している半面、1人当たりの保険給付費は、高齢層が増加していることから、高どまりしている状況にあり、非常に厳しい状況になっていることも現実です。

昨年の魚沼基幹病院、及び市民病院の開院により、医療費が大きく上昇して、今定例会で補正予算の議決もしています。歳入保険税部分については、保険料上昇抑制分として、一般会計の法定外繰入金1億3,000万円の繰り入れを行っています。前期高齢者は1億4,972万円の増、11億9,874万円を計上しています。歳出では、特定健診等事業費として3,813万円、人間ドックの助成事業も今年度も計上されています。病気の早期発見や健康づくりにも例年同様に努め、医療費の削減に努力されている点など評価できます。

加入者が国保税を少しでも安く、誰でも安心して医療にかかれることは、誰でもが望むことではありますが、反対者のただ保険料を下げることだけに求めることには疑問を感じます。確かに50年という国保の歴史の中では、現状にそぐわない部分や、問題点が多々ありますが、南魚沼市は基幹病院を核にした地域医療のさらなる拡充や、メディカルタウン構想の実現により、生涯にわたり健康、医療、福祉の充実を図っていかねばなりません。南魚沼市が進める総合戦略にも積極的に取り組んでいくことは、雇用の拡大、人口増加などにつながり、結果として国民健康保険の問題等にもつながると期待いたします。

最後になりますが、健康制度の中で我が市が、被保険者の命と健康を守り運営していくために、被保険者の負担軽減に努めた平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を評価して、本予算に対する賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めましておはようございます。もう既に2人の議員が討論に立った後でありますので、私の申し上げることがほぼなくなってしまったかと、そんな気分ではありませんが、例によって簡潔に私の思いを述べさせていただきます。

平成25年度から平成28年度までの4年分の予算書を並べてみてわかるとおり、毎年保険税収入が減少し、財政的に非常に厳しい状況にある中で、保険料を引き上げることなく編成された予算案であると信ずるものであります。

市民が負担する健康保険税の金額については、私もいろいろ思うところがありますが、状況を決定的にがらりと変えるウルトラCはありません。物事を決めるときに、反対意見があつて当たり前であります。さまざまな問題点もあろうかと思いますが、財政的に苦しい現状を考えれば、現行制度において、我々が望み得る最善の予算案になっているものと考えます。市行政の努力により作成された予算案であり、現状ではこれ以上のものは望めないだろうと、私はそのように思っています。

「予防は治療に勝る」という有名な言葉があるとおりに、市民ができるだけ医者にかからないように、予防医療と健康増進に努め、医療費の抑制、医療費の削減に努めることこそが、市行政と全市民の課題であると信ずるものであります。

以上で私の賛成討論とし、皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 議案第8号 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に南魚政策研究会を代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加させていただきます。私は詳細につきましては、社会厚生委員会でばんばんと言わせていただきましたので、大綱の部分でさせていただきますと思っています。

私事で大変恐縮でございますけれども、私は近年、この国保の制度というものがいかにありがたいかということ、本当に身をもって感じた一人であります。何かがあったときには本当にお金はかかりますけれども、最低限というか、私たちが生きていく、生きがいというか、負けてなるものかということ、そんなような制度だというふうに思い感謝している一人であります。

日本では乳幼児から高齢者まで、誰もがいざというときに安心して受けられる、国民皆保険制度でありますけれども、私は今、言いましたように、この制度というのはどんなにすごいことか、またありがたいことかということを実感している一人であります。この医療が例えば高額になったときは、高額療養費制度もあります。低所得者には保険料の負担軽減措置もあります。まさにこれは私は世界に誇る制度だと自負しております。

その中でこの国保の運営状況は、先ほど来、ほかの議員もおっしゃったように、近年少子高齢化になりまして、急速に進展が進んでおります。そして、被保険者の減少により、また保険税の収入も減収しているのも事実であります。また、反面高齢者の増加によって、一人当たりの医療費がかさんで、非常に厳しい運営が続いているのも承知しているところであります。

また、私たちの地域においては、昨年来、本当に市民が望んでおりました医療再編の整備が進みました。基幹病院、そして市民病院の開院に伴い、本当に多くの人たちが安心して医療にかかることができるようになったわけです。その半面、また医療費も高騰の影響を受け

て、早速実感しているのも事実であります。

そうした中、市としても平成 28 年度は、1 人当たりの医療費の伸び率を、5%と推測しております。平成 28 年度予算を見ると、少しでも保険税を抑えるために、先ほど来話しているように一般会計からも法定外繰入を、1 億 3,000 万円投入することなどしました。まさにこの低所得者の保険料の負担軽減、また、この低所得者に対しても 2 割軽減の対象、また 5 割軽減の対象の範囲を我が市は拡大しております。抑制に取り組んでいるわけでありまして。そうした部分で私は国保の基盤強化をするためにも、先ほど来、平成 30 年に向けて、国は都道府県、市町村の役割を共有化、共同運営をするということで、財政運営の主体が県に移るような形で今進んでいるわけでございます。この内容を見ますと、保険者努力支援制度の導入を考えているようであります。すなわち、この保健活動や後発医薬品への転換など、医療費適正化の指標も算定して、その努力の成果がこの保険税の設定に組み入れられるという、そういうふうにも聞いております。

そうした中で、我が市はずっと前から全国に先駆けて、ご承知のとおり、ジェネリック医薬品の推進をしまいいりました。年間 8,400 万円も削減しております。普及率も 59.3%というふうに聞いております。しかし、この数字はまだまだだと私は思っております。また今、薬の飲み残しの部分を多く感じるのも事実であります。この検証もやはりしていかなければいけないと思います。医師会との連携などを進めた中で、私たちにもできること、医療費の削減に向けてもっと、もっと自治体は進んで動かなければいけないというふうに、私は感じております。

そして、やはりこの医療という部分は、予防の推進であります。ここの健診受診率もすすめていくことの大切さを、私たちは健康マイレージのデータを見ても、もう一目瞭然であります。やはりその中で私は前から言っているように、健康マイレージ等を進める中で、多くの人たちが本当に健康に進められるような、そういうシステムをつくっていただければどうかというふうに考えている一人であります。

保険課と連携した中で、市民を守るべき努力を強く望む次第であります。この国民皆保険制度は、本当に最後の弱者を守るセイフティーネットであります。待ったなしの改革を強く求める中で、この平成 28 年度の国民健康保険特別会計に関しまして、賛成討論としたいと思います。そして、執行部にさらなる期待をして、終わりたいと思っております。以上であります。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第 8 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時20分といたします。

[午前11時05分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前11時20分]

○議 長 第9号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第9号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。高齢者の貧困には3つの特徴があります。1つは著しく収入がないことでもあります。2つ目は十分な貯蓄がないことでもあります。高齢期は事故や病気、介護での予想外の出費により、生活が破綻してしまう状況があります。3つ目は頼れる人間がいない社会的な孤立です。この3つの特徴を踏まえまして、高齢者にやさしい政治が求められるわけでもあります。

年金は昨年4月からマクロ経済スライドで今後年金が実質下がり続けます。また、2017年度から特例軽減の打ち切りが予定され、市としての対策が急がれます。滞納者は全国で23万6,000人も、短期保険証は2万6,000人、年々増加傾向です。この5年間で2割増えました。今後、南魚沼市でも増える可能性があります。制度発足から8年目、弊害はいよいよ浮き彫りです。年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも異例なものでございます。問題だらけのこの制度を廃して、もとの老人保険制度に戻すべきです。市としての負担軽減を求めて反対の討論といたします。

○議 長 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

第9号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第10号議案 平成28年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 10 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。

昨年政府は介護報酬の史上最大の引き下げを行いました。加算をつけても全国の施設事業所の 4 割も倒産が増えました。実際にやっていることは、在宅でも施設でも、家族の負担を増やすことばかりです。諸外国は逆の動きをしております。日本が介護保険制度のお手本としたドイツ。このドイツの介護保険は、中重度者が対象の 3 段階でしたが、来年 2017 年からは、軽度者にも拡大する法律が成立をしました。お隣の韓国でも中重度者以上の 3 段階だったのが、昨年から軽度者も含む 5 段階に広げております。

政府がやっていることは、こうした外国の流れにも逆行して、中重度に特化しようという動きであります。3 月 8 日衆議院で野党 5 党が提出した介護職員等処遇改善法案の質疑の中で、法案が介護労働者の処遇改善にどのような役割を果たすのかとの質問に対して、答弁者が、労働者が慢性的人手不足と離職に悩み、他業種に比べて月額約 10 万円低い賃金に置かれている現状を告発し、そういった現状の中で、この介護職員等処遇改善法案は優れた人材を確保し、介護障害福祉サービスの基盤を立て直す一歩につながると、答弁がございました。

国政でも介護現場に希望ある動きが起こっております。安心できる介護保険制度を目指し、政府の姿勢を変えていく必要があります。財源構成を変えて、現在の国の負担 25%を 35%に増やしていく方向が抜本的な対策です。市民の多くの願い、介護保険料が高い、この願いに応えて介護保険料の引き下げを求め、反対の討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 歩む会を代表して第 10 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対して賛成の討論をさせていただきます。私もこの 3 月 11 日を迎えて 66 歳を過ぎました。要は高齢者の一人でございます。日本の人口は、それこそ 2025 年には 65 歳以上は、3,657 万人、また 2042 年の一番のピーク時期には、3,878 万人になるといわれています。そうした中で、この介護保険の中では一番が認知症でございます。この認知症も 2025 年には約 700 万人を超えるといわれております。

当市におきましても、65 歳以上ということになりますと約 1 万 7,000 人おられます。そして、要介護を認定されている方も 3,400 人を超えているともいわれています。まさに、今の高齢者に向けては、介護保険なしではこの生活が非常に厳しいと思っています。私の家庭も今 91 歳になる母親がいます。当然、介護にお世話になっています。そうした介護職の皆さん方が本当に献身的に頑張っていることは、常にそういった姿をみていると本当にありがたいことだとつくづく感じております。

介護保険は——我々はいつ、どうなるかわからないのです。そのためにきちんとした介護保険をかけて、いざというときにそれを利用して、安心して生活できる、それが介護保険なのです。確かに健康な人にしてみれば、高いかもしれません。だけれども、いつまでも健康

ではられないのです。いずれは必ず介護にお世話になる。それが今の仕組みなのです。私の友達も、すぐ近くにいる、以前は仲のよかった人も、今は認知症で苦しんでいます。その人を看る家族の皆さん方の本当に大変な思いを、毎日私は見えています。これは私の地域だけでなく、南魚沼市全体のことなのです。

そうしたことを考えますと、この介護保険だけは、きちんとした対応で取り組んでいただきたい。私はそのことを期待いたしまして、第10号議案に対しては賛成の討論とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第10号議案 平成28年度南魚沼市介護保険特別会計予算に新生市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者は、報酬の引き下げ、民間の事業者が倒産をするという状況でありますけれども、幸いにして市内においてはまだ民間事業者の倒産という事例は出てはおりません。しかしながら、この介護報酬の引き下げによって、施設介護を行っている事業所の経営は非常に厳しくなっているということは、担当委員会の調査の中でも判明したところであります。また、職員の給料は低い。国のほうでも処遇改善策を打ち出して、希望が出てきた部分もある。そう申しましても、市内でも税込みで月17万と、どうもこれ以上上がる様子はない。大変厳しい給与条件の中で、皆さんが働いているというわけであります。

そうした中で国の負担を25%から35%に上げるべきだ、私もそう思います。しかしながら、これは国の制度改正の問題でありまして、では南魚沼市のこの介護保険としてはどうなのかということであれば、平成28年度、特に南魚沼市でもって課題となっておりましたのは、在宅での介護であります。介護事業者もおりますけれども、やはり職員の不足によって受け入れが100%できていないという、こういう厳しい状況がある。これをどうやって解消していくのかというのが、非常に大きな問題でありました。ただ、そうした中でも、今年度予定しております定期巡回、随時対応型訪問介護看護、これがどの程度効果を発揮するものであるかということにはわかりませんが、非常に期待はしておりました。

介護保険料についても、第6期は5,813円ということで、固定でされているわけでありまして、市内の高齢者人口が若干ずつ増えていきながらも、その中でも介護認定率20%はなかなか割れないという状況であります。担当課のほうでも介護予防、一次予防、二次予防ということにどのように取り組むかということで、この予算組みをしたわけであります。

この予防事業が功を奏して、認定率が20%を切ってくる、こういう傾向が出てくることを期待はしておりました。南魚沼市の今年度の介護保険予算としては、私はかなり努力をする姿が見えてきているものと思っております。また、改めまして第7期の介護保険計画の調査も始まるわけありますので、南魚沼市の実情に即した計画となることを期待して賛成討論

とするものであります。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 南魚政策研究会を代表いたしまして、議案第 10 号 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。先ほど反対討論がございましたけれども、私はなぜ反対するのだろうと、正直言って思います。本当にこの制度でどれだけ多くの方たちが助かっているのだろうか。先ほどの件も出ましたけれども、本当に現場のことを知って、そういうことを言っておられるのだろうかという、こんなことを言って大変恐縮でございますけれども、それが率直な気持ちであります。

この平成 28 年度は、第 6 期介護保険事業計画の 2 年目であります。旧町が合併した平成 18 年度の第 2 期では、介護保険予算が、皆さんも多分覚えているかと思えますけれども、28 億 5,300 万円で、保険料は 3,225 円でありました。そして、現在の第 6 期の、2 年目ですけれども、平成 28 年度の予算は、何と 61 億 6,700 万円で、保険料はお 1 人 5,813 円となっているのが実態でございます。この数字をみたときに、本当に急速に進む少子高齢化の中で、医療と並んでこの介護の充実は大切であり、待ったなしであると改めて感じるわけでありませう。この日本は超高齢化社会になりまして、誰もが認知症や寝たきりになる可能性があります。

市民の皆さんもこのところ将来に向けて不安なもの事実であります。ですから、このところをこの限られた財源の中で、この介護基盤をどう整備していくのかという、ここが大事になってくるわけでありませう。当市はこの 5 期計画のまでの中で、かなり基盤整備も進んでまいりました。待機者も確かにいます。ですけれども、他の自治体から考えたならば、かなり改善も進んできておりますし、日数も少なく、短縮されてきているのも皆さんもご承知だと思えます。

この保険料も第 1 段階から第 3 段階までの被保険者の生活困難者には、世帯の状況に合わせて保険料の軽減措置も講じております。また、施設入居者の食事費、衣住費に対しましても、補足給付を助成しております。誰もが安心できる社会へ、まさに行政と関係者が一体となって努力していると私は感じる次第であります。

その中で、先ほど来お話があるように、この要介護者や認知症の高齢者が増えてくるのも予測されているのも事実であります。特に 2025 年、先ほどありましたが、国でこれから認知症といわれる方が 700 万人から 750 万人とも推計されていることを聞かされたときに、その社会をでは、どう現実に支えていかなければいけないのか。この住み慣れた、安心して暮らせる社会を、そして医療を、介護を、この生活支援をどうしていくのか。ここがやはり大事になってくるわけでありませう。

また、先ほど来あるように、支えるためにも、やはり介護職員の処遇改善も進めなければ

いけないでしょう。マンパワーの拡充もしていかなければいけないでしょう。そうした中で、地域包括ケアシステムの構築も求められるのも事実であります。また、頑張ってもらわなくてはいけないのであります。私はその中で、例えば今、認知症という話がありましたけれども、認知症と同じくなくなってくると、判断能力が不足してくる。そうした人の権利を保護する、この成年後見人制度の普及と取り組みは、当市はまだ申しわけないけども遅れていると思っています。そのところもやはり進めていってもらいたいと私は思っております。

介護の予防も大切であります。私たちの健康寿命をどう延ばせるか、市民の健康寿命をどう延ばせるか、私は各課と、課だけではなくして、この行政の連携がこれから絶対大事になってくる、そのように私は感じております。せっかく出たデータヘルスを大切にしてもらいたい、私は叫ばずにおられない一人であります。

そんな一人一人に元気になっていただくためにも、また高齢者の方をお力を借りた中で支え合う社会を構築することも、私は大事かと思えます。介護者の信頼関係の中で、本当によかったといえる人生をどうつくるか、これが介護の原点であります。いつかは必ず来るといわれます。だけれども、最後はよかったといわれる社会を、私たちはつくっていかなければいけないのであります。そここのところをケアすることが私は介護だと思っております。

どうぞ皆さん、一緒になってひとつ、今、介護関係者の皆さんが頑張っておられます。応援していきたいと思っています。そういう激励も込めて、賛成討論とさせていただきます。以上であります。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

第 10 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決しました。

○議 長 第 11 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 11 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決しました。

○議 長 第 14 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 14 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 43 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 日程第 11、第 45 号議案 辻又多目的センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 説明の前に、議席のほうに正誤表を配付させていただいております。大変申しわけありません。「指定管理者の指定」4 件の議案資料に、記載の間違いがございました。訂正をお願いするものであります。大変申しわけありませんでした。

それでは、第 45 号議案 辻又多目的センターの指定管理者の制定につきましてご説明申し上げます。

辻又多目的センターは、南魚沼市地域集落集会施設条例第 3 条の規定に基づき、辻又区が指定管理者の指定を受け管理を行ってきたものであります。

このたび、10 年間の指定管理期間が終了することに伴い、集落集会所に係る指定管理者制度の見直しを進める中で、今後の運営について地元行政区との協議を進めてきたところであります。行政区への譲与は規模が大きくて維持が難しいことと、月 2 回程度、出張診療の会場として利用していることから、指定管理を継続することとし、次期指定管理者を指定するものであります。

議案 1 ページをごらんください。2、指定管理者に指定する団体は、「辻又区」であります。指定管理の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの、10 年間であります。

辻又多目的センターは、辻又小学校の廃校に伴う用途廃止により、地元の集会施設として利用されることとなり、平成 18 年から指定管理者制度により運営されてきたものであります。

指定管理者の候補者につきましては、施設の目的や設置場所、その利用形態などから、公

募によらず候補者を選定したものであります。

これまでと同様に、善良な維持管理の継続が期待できることから、引き続き「辻又区」を選定するものであります。

3、4 ページに議案資料といたしまして、辻又区の「辻又多目的センター事業計画書」を添付してございます。施設管理の基本方針、施設管理業務、施設の概要及び年間利用計画につきましては、記載のとおりであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 大変済みません。根本的なところを聞いて済みませんけれども、事業計画書はありますけれども、予算書がついていないわけです。済みません、こういう条例の中に例えば事業計画書と予算を出すとか、そういうふうな項目ってあるかないか、ちょっと確認もできなかったもので、実際ゼロだったらそれはそれでいいのですけれども、ここの議案として出して、予算案を出せということではなくて、審査の上で指定管理にするに当たって、この辻又行政区のほうから予算書の提出とかそういうのが条例内で、市への提案があったのか、ないのか、ちょっとその手続上の確認だけはしたいと思ったのですけれども、どうですかちょっとわからないので、わからないことを聞いて済みません。

○議 長 総務課長。

○総務課長 申しわけありません。条例に規定されていたかどうかまで、今ちょっとわからないのですけれども、審査の段階では指定申請書の中で予算書、決算書を提出していただいております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 45 号議案 辻又多目的センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 46 号議案 谷地集落活性化施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは第 46 号議案につきましてご説明申し上げます。

谷地集落活性化施設は、南魚沼市農林業集落多目的集会施設等条例、第 3 条の規定に基づき、「谷地区」が指定管理者の指定を受け、管理を行ってきたものであります。

このたび、10 年間の指定管理期間が終了することに伴い、次期指定管理者を指定するものであります。先第 38 号議案での説明のとおり、次の第 47 号議案の雷土新田集落活性化施設と、第 48 号議案の大倉地域自然資源等活用型交流促進施設とともに、農林畜水産業関係補助金等交付規則による処分制限期間の 24 年を満たしておらず、期間経過まで、指定管理を継続するものであります。

議案 1 ページをごらんください。2、指定管理者に指定する団体は、「谷地区」であります。

3、指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 7 年間であります。

なお、今回指定管理を継続する、農林業関係 3 施設の中で、建設年度が一番新しい、大倉地域自然資源等活用型交流促進施設の処分制限期間に達する時期に合わせ、7 年間としたいものであります。

施設設置の経緯や用途、場所、利用形態などから、公募によらず候補者を選定したものであります。これまでと同じく、善良な維持管理の継続が期待できることから、引き続き谷地区を選定するものであります。

議案資料といたしまして、3、4 ページ、事業計画書を添付しております。施設管理の基本方針、施設管理業務、施設の概要及び年間利用計画は、記載のとおりであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 46 号議案　谷地集落活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第 13、第 47 号議案　雷土新田集落活性化施設の指定管理者の指定に

ついてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 47 号議案につきましてご説明申し上げます。

雷土新田集落活性化施設も、南魚沼市農林業集落多目的集会施設等条例第 3 条の規定に基づき、雷土新田区が指定管理者の指定を受け、管理を行ってきたものであります。

このたび、10 年間の指定管理期間が終了することに伴い、前、第 46 号議案同様の事情により、引き続き次期指定管理者を指定するものであります。

議案 1 ページをごらんください。指定管理者に指定する団体は、「雷土新田区」であります。指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 7 年間で、前、第 46 号同様の理由であります。

施設設置の経緯や用途、場所、利用形態などから、公募によらず候補者を選定したもので、これまでと同じく善良な維持管理の継続が期待できることから、引き続き「雷土新田区」を選定するものであります。

議案資料といたしまして、3、4 ページ、事業計画書を添付しております。施設管理の基本方針、施設管理業務、施設の概要及び年間利用計画は、記載のとおりであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 47 号議案 雷土新田集落活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 48 号議案 大倉地域自然資源等活用型交流促進施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 48 号議案につきましてご説明申し上げます。

大倉地域自然資源等活用型交流促進施設も、先の第 46、47 号議案同様、10 年間の指定管

理期間の満了に伴い、次期指定管理者を指定するものであります。

議案1ページをごらんください。指定管理者に指定する団体は、「大倉区」であります。指定の期間は、平成28年4月1日から平成35年3月31日までの7年間とし、これにより補助金に係る、処分制限期間24年を経過するものであります。

施設設置の経緯や用途、場所、利用形態などから、公募によらず候補者を選定したもので、これまでと同じく善良な維持管理の継続が期待できることから、引き続き大倉区を選定するものであります。

議案資料といたしまして、3、4ページ、事業計画書を添付しております。施設管理の基本方針、施設管理業務、施設の概要及び年間利用計画は、記載のとおりでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一連の最後のところでお願いをしたいのですが、通常こういった集落施設について、ほかの名前では、うちの集落では集落センターというのがあるのですが、そういう物に関して私の集落では、維持管理等一切自費で区民でやっております。これについては、指定管理ということになりますと、故障等が起きたときには、管理をする部分については指定をしているけれども、主要な補修、改修等は市に責任があるのかどうか、その辺がちょっとこの文章だけではちょっと見えないのでお聞きしたいのですが。

そしてまた各集落の駐車場施設とか、あるいは建物のいろいろな修繕、あるいは改装、増改築等が発生するわけですが、そういったその補助政策があるわけですか。そういったものはこういう該当をするのかどうか。その辺ひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 指定管理の建物の管理につきましては、管理運営に関する協定書を結んでおりまして、その中で修繕につきましても地元負担ということで統一されております。あと、企画政策課のほうで行っております集落施設の修繕等の市の補助事業を使いまして、指定管理の施設につきましても修繕を行っているところであります。あと、建物の共済保険そういったものにつきましても、全て地元負担ということでお願いをしているところであります。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 なかなか所在がわからなくて。固定資産税等の軽減というか負担がないために、市所有ですか、そういった形で固定資産税が多分、普通の集落センター等もかかってはいないと思うのです。この指定管理という、なぜ指定管理にしなければならないのかというのがちょっとわからないのですけれども、どういう形で、この補助金のためになのかどうか、その辺ひとつ確認しておきたいと思います。

○議 長 副市長。

○副市長　まず、根本的に、これは市有施設であります。市が補助金を受けてつくった施設であります。したがって、いわゆる公の施設になるわけでありますので、自治法上の公の施設として指定管理に出すか、もしくは直営でやるかというのが今の自治法上の考え方です。ですので、私のところもあります、集落でお金を出し合っただけでつくった集落集会所と全く位置が違います。

ですので、集落のものは一旦市のほうに預かり財産で預かって、譲与をして、それをまたお返しして固定資産をおかけしないというようなシステムはありますけれども、このものそのものは、例えばこの庁舎ですとかそういうものと同じことになります。ただ、それが置かれた場所が、谷地ですとか大倉ですとかの皆さんのためにしか事実上は使われていないので、指定管理としてその谷地の方々をお願いをしているということだけであります。

現実的には、その谷地やそこの皆さんのためにお使いいただいておりますので、管理費については、そちらのほうでお願いをしますという協定を結んでいると。先ほど、総務部長も申し上げましたように、処分制限期間が過ぎれば、地元のほうにお願いをしようと、無償譲与ということでやっていきたいと思いますということになります。

ですので、極論を言えば、何かでつぶれてしまったということになれば、当然、市の所有ですから、市のほうである程度面倒をみななければならないという理屈には、当然なると思っております。

以上ですがよろしいでしょうか……（「制度資金の問題は」と叫ぶ者あり）

制度資金というかわゆる農林の補助金をもらってつくったわけです。昔でいえばミニ総パの補助金が欠之上とかあの辺がありますけれども、その補助金をつかって、市で当然補助裏を足して起債をして、その建物をつくっているんです。で、皆さんの集落の方のそのむつみあいのためにということで、恐らくつくったのだらうと思います。ですので、建前上は自治法上の公の施設ということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　長　採決いたします。第48号議案　大倉地域自然資源等活用型交流促進施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

○議　長　日程第15から日程第29、第49号議案から第62号議案及び第67号議案　財

産区管理会財産区管理委員の選任についての15件を、一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第49号議案から第62号議案及び第67号議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

平成28年3月31日をもって、ご提案の財産区の管理委員会の財産区管理委員全員の任期が満了となりますので、今回一斉に選任をしたいものでございます。この管理委員の選任につきましては、財産区管理委員会条例第3条の規定によりまして、議会の同意が必要とされております。任期につきましては、いずれも平成28年4月1日から地方自治法第296条の2の規定によりまして、4年間となるところであります。

委員の人数につきましては、条例第2条第2項の規定によりまして、7人以内をもって組織すると規定されております。なお、条例第7条の第1項で、管理委員は4人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができないと規定されておりますので、4人以上の委員を選任することが必要であります。市といたしましては、7人のご推薦をお願いしてございませぬけれども、第50号議案 大字北田中財産区、第52号議案 大字奥財産区、第62号議案 大字大月財産区では、それぞれ財産区の都合で4人から6人の推薦となっております。

また、追加で提案の第67号議案 大字塩沢財産区につきましては、7人の委員であります但し任期は3通りで複雑になっていたことによりまして、選任が遅れてしまったものでありまして、今回は3人の選任であります。選任に当たり、関係集落からご推薦をいただいているところでありますので、議会の皆様方からご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 15件につきまして、一括質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本15件は、人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長 長 採決は起立により行います。それでは、順番に採決をいたします。

第49号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第49号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長 長 第50号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字北田中財

産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 50 号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 51 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字野田財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 51 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 52 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字奥財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 52 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 53 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字五日町財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 53 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 54 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字寺尾財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 54 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 55 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字大杉新田財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 55 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 56 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字川窪財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 56 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 57 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字四十日、北田中、宇津野新田、青木新田、大杉新田財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 57 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 58 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字欠之上財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 58 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 59 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日、北田中財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 59 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 60 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字泉新田財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 60 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 61 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字坂戸、六日町財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 61 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 62 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字大月財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 62 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 67 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 67 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 30、第 63 号議案 魚沼市との間において定住自立圏形成協定を締結することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 63 号議案 魚沼市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、ご説明を申し上げます。

魚沼市・湯沢町との 2 市 1 町の魚沼圏域で進めてまいりました、定住自立圏構想につきましては、平成 27 年 9 月 29 日の中心市宣言以降、2 市 1 町の職員によるワーキンググループで、各市・町における現状把握、課題抽出、連携事業等の検討を行い、2 市 1 町の事務担当部局で構成いたします連絡調整会議で協議をしてまいりました。

このたび、その連携事業の基本方針をまとめました、「魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定書」により、魚沼市との形成協定等の締結について、南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議決をお願いするものであります。

なお、形成協定は、中心市宣言を行った南魚沼市が、魚沼市、湯沢町双方と 1 対 1 で目的達成のために締結するものであります。

3 ページ、協定書をごらんください。第 1 条は、目的として 2 市 1 町が相互に役割を分担し、連携により必要な都市機能と生活機能を確保し、圏域全体の発展と住民福祉の向上、地

域の特性を生かした魅力ある定住自立圏を形成する、とするものであります。

第2条は、別表に規定する政策分野について、役割分担、連携、共同、または補完し合うものとする基本方針を定めるものであります。

第3条は、事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担を定めたものであります。

第4条から、次の4ページ、第6条までは、協定の変更、廃止及び疑義の解決について定めたものであります。

5ページから9ページまでが、第2条における、別表に規定する政策分野であります。定住自立圏を形成するために必要な、3つの強化分野に分類をしてあります。

1番目は、生活機能の強化に係る政策分野として、5ページから8ページまで、医療、教育、産業振興、生活環境、防災、消防について、9ページ、2番目は、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として、地域公共交通、広報、交流、移住促進について、3番目は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として、人材育成について、それぞれ取り組みの内容と役割を定めたものであります。

形成協定に記載されております取り組み内容につきましては、今後、共生ビジョンにおいて具体的な連携事業として、まとめられていくこととなります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認といたしますかお聞きしますけれども、4ページの第5条ですけれども、協定の廃止のところですか。この条文からしますと、一方的にどちらかが議会議決をして通告をすれば、それで成立ということですか。書いてあるとおりに解すればそうですけれども、この一方的な行為ですが、そこでそういう解釈で間違いはないかということだけお願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 おっしゃるとおりで間違いございません。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 連携してということでもありますけれども、どの程度の連絡体制というか、そういうのが出るのかちょっと漠然としていてわからないのですが、何か積極的にやりたい部分を相談するというような感じなのか。全体を常に打ち合わせをしながらやるということは、かなりの事務量なり、打ち合わせになるというふうに私は思うのですが、その辺をひとつお聞きします。

これからのことだろうけれども、過去の例でちょっと、例えば療養病床の基幹病院がらみでの医療再編で、療養病床という問題は常に市長は、大和がなくなった分は小出でやると、こういう打ち合わせをしながら、どうも見送ったようだということを、つい最近、聞かせてもらうような形であったわけです。

私がそういうことを、情報がありますよ、という話をしても、えらい調べようともしなかった部分があったと思うのですけれども、そうすると今までは今までとして、今後じゃあそういう本当に綿密な形で政策的な部分が提示されて、そして、お互い効率よくやりましょう、というような形になっていくのか。その辺ひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 ご質問の趣旨に対しては担当が説明いたしますが、今の療養病床を見送ったとか、そういう情報をやったのにえらい調査もしないでここまで来たというようなお話ですので、それはそうではない。我々もそういうお話があった時点から、事務局同士で連携を取りながら、話といたしますかそれを伺ってきたり、情勢を分析したところであります。私が申し上げるのは、正式に魚沼市長が市議会の中でそういう発言をしましたと。ですので、ということをご皆さんに申し上げたつもりであります。

それから見送ったのではありません。延期、今、開院するに当たって、医師か看護師か—看護師さんがちょっと不足状態で、なかなかいわゆる許可が出ていないということ。そういうことですので、この人員体制の整備を進めて、なるべく早く療養病床を開院していきたいということでもあります。見送ったのではないのです。条件が整わずに、いわゆる延期です。そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。じゃあ、あとをお願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、今後の連携体制といたしますか、具体的な事業の進め方につきまして説明をさせていただきます。今現在、ここに至るまでの間も同じような仕組みでやってきましたが、まずはそれぞれの市・町の担当レベルでのワーキンググループを組織しております。これはそれぞれのワーキンググループで担当する施策事業について、どのようなことが連携できるかというところを、具体的に担当者レベルで検討する場でございます。それに基づきまして、その結果を踏まえて実際に絞り込んできているというような状況でございます。

この後、それをさらに絞り込みをして、具体的なものにしまして、案という形にまとめたものを、この後、組織させていただきます共生ビジョン懇談会——2市1町の市民・町民の皆さんから委員となって参画いただく会議ですけれども、そちらにお諮りして最終的に決めていくというような形で進めてまいります。

したがって、これから新しい課題ができた場合も、同じような形でまずは担当レベルのほうで詳細の状況を詰めまして、実現可能なものかどうかを十分に審査しながら、計画に上げていくというような形になります。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 療養病床についてはこれ以上、話をしても堂々めぐりですのでですが、例えば水道事業で広域的な検討もというような話が、こちらの考え方として出ているわけですけれども、そういったようなことが、どうもこれからは連携をしながら進められると。そうすると、ある程度こういうこと、こういうことというその課題というか洗い出しというもの

を、常に双方でやっていかなければならないと、こういうことになるかと思うのです。

ただ、ワーキンググループだけではなく、その辺の取り組みというのは、担当者レベルでやるというような形でしょうか。積極的な何らかのアクションを起こすような形なのか、その辺がちょっと見えないのですけれどもいかがでしょうか。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 それぞれの市・町は、それぞれで課題を抱え、それを解決するための政策事業を考えているかと思えます。その連携をしてやったほうがいい部分ですね、それを持ち寄って一緒に検討する。具体的にどういう形で連携して、課題解決を進めるかということ話し合うという形です。これは担当のほうの洗い出しもそうですし、共生ビジョン懇談会の中で市民の皆さんの代表からも意見を聞く場はあるかと思っております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 先般の説明によりますと、水道の統合事業ですね。これは今回ここから外すということになっていましたが、将来的にみても水道事業は、この自立圏構想には向かないことという解釈でよろしいでしょうか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道事業につきましては、広域化の話が始まったばかりということで、今回からは外してあるということであります。今後、新潟県を含めて話し合いが進めば、この中に含めるということも想定をされます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第63号議案 魚沼市との間において定住自立圏形成協定を締結することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第31、第64号議案 湯沢町との間において定住自立圏形成協定を締結することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第64号議案につきましてご説明申し上げます。

本案は、前、第63号議案同様に、湯沢町との間において、定住自立圏形成協定締結の議決をお願いするものであります。

3 ページ別紙、「魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定書」及び、5 ページからの第 2 条における別表に規定する政策分野の取り組みにつきましては、前、第 63 号議案と同じ内容ですが、この形成協定に基づいて、今後共生ビジョンでまとめられる具体的な事業につきましては、それぞれ地域の特性を生かしたものとなります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 湯沢町ともこれをやるということでありまして、先ほどの同僚議員からの質疑が出ました。今後いろいろな案件が出てきた場合について、おおざっぱに 3 つのグループ分けをしているわけです。この中で、今までに協定の中に入らない部分として出てくるというふうになった場合については、また新たにこの協定書の作り直しをするということが必要になると思いますけれども、そういう理解でよろしいのか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま説明をいたしました別表第 2 条関係、この中身が変わる場合は、議員おっしゃるとおり議会の同意が必要になりますので、また同じ形で同意を求めることになります。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 64 号議案 湯沢町との間において定住自立圏形成協定を締結することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 32、第 65 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 65 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更につきましてご説明申し上げます。

旧広域連合からの承継事業等で、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく事務委託に関する規約により、湯沢町からの受託事務としております 12 項目の事務のうち、休日救急

診療所、養護老人ホーム及び消防本部消防署に関する事務において、湯沢町との協議が整い規約の改正が必要になったことにより、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、3 ページ新旧対照表でご説明させていただきます。現行の第 2 条第 9 号の下線部、「休日救急診療所の設置及び管理運営」の部分につきまして、休日救急診療所の廃止に伴い「地域医療対策」に改めるものであります。

別表（第 4 条関係）は、委託事務の経費に対する負担割合を定めるものであります。1 の項、養護老人ホームは改築に伴い負担割合の見直しをするもので、負担割合の欄、建設費では「入所者数割」とする文言の変更であります。運営費につきましては、「入所者数割 50%」と「人口割 50%」に改めるものであります。

9 の項は、現行では休日救急診療所ですが、委託事務の欄を第 2 条で変更いたしました。「地域医療対策に関する事務」に改め、負担割合の欄を「人口割 87.5%」、「平均割 12.5%」に改めるものであります。

10 の項は、消防に関する事務ですが、委託事務欄の名称から第 2 条と重複する法令番号を削除し、負担割合の欄はそれぞれの割合の基準としている名称に数をつけて整理するものであります。

1 ページに戻っていただき、附則としましてこの規約の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 65 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 33、第 66 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 第 66 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は繰越明許費に 2 件の事業を追加したいものであります。

1 件目は、2 款 1 項総務管理費、7 目企画費の移住・定住促進事業費のうち、南魚沼版 C C R C 構想推進に係る業務委託料につきまして、平成 28 年度に繰り越すものであります。財源といたしましては、国の地方創生加速化交付金を同額見込んでいるところであります。この事業に係る歳入歳出予算は、今定例会初日の一般会計補正予算第 8 号で議決をいただいたものであります。別途、新年度予算に計上しております地方創生推進交付金を活用した事業を遅滞なく進めるため、C C R C 構想に係る基本計画の策定について、前倒して地方創生加速化交付金の対象事業として追加申請を行ったものであります。

国の審査、交付決定というスケジュールが遅れておりまして、ここに至ってはまだ審査結果の通知がございませんので、改めて繰越明許費を設定し、平成 28 年度早期に事業を実施する方向としたいものであります。

2 件目は 2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費の証明書コンビニ交付事業費のうち、J - L I S 事務委任交付金について平成 28 年度に繰り越すものであります。この交付金は、個人番号制度に基づく通知カードの作成、郵送及びマイナンバーカードの作製費でありまして、国が費用の全額を負担するものであります。国の交付金を一旦全国の市町村で受け入れ、市町村がこの J - L I S 地方公共団体情報システム機構これに委任し、支払うことになっております。平成 27 年度分につきましては、カードの交付申請が低調であったこと、あるいはこのシステム障害などの影響で、交付件数が国の見込みまで伸びなかったことから、国・県との調整の結果、既決の予算を次年度に繰り越して使用できるよう、国が手続を行ったことによりまして、あわせて繰越明許費の追加をお願いしたいものであります。

なお、これら 2 事業と 12 月議会の補正予算第 6 号及び先の補正予算第 8 号で設定いたしました事業を合わせ、繰越明許費の設定は 21 事業、11 億 5,066 万 8,000 円となるものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 66 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算(第

9号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第34、発議第1号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第1号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出について、提出者として説明をさせていただきます。2014年8月、国連人種差別撤廃委員会は、日本政府へ勧告を行いました。人種差別的な団体による暴力扇動の規制を行うべしというものであります。この国連の人種差別撤廃委員会の中のヘイトスピーチ、憎悪表現と訳されておりますが、この内容については、人種、国籍、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱し、さらに他人をそのように扇動する言論というふうに規定をしております。2013年5月に安倍首相は、一部の国、民族を排除する言動があるのは、極めて残念なことであるというふうに発言をしております。

この条例部分でありますけれども、実は大阪市、大阪市議会であります。2016年1月20日であります。大阪市議会のほうでは大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例というのを定めております。この部分は、いろいろ議論があると思います。しかしながら、このヘイトスピーチ、憎悪表現というものが法律によって規制の対象となるということ、国よりもまず先に示した非常に意義ある条例ではないかなというふうに思っておりました。

国会のほうでも参議院に法案が提出されているようでもありますし、国政政党の中でも自民党ではヘイトスピーチ対策等に関する検討プロジェクトチームこれが立ち上がっておりますし、民主・社民党は共同で参議院にこの法律案を提出しております。公明党では2014年9月30日、ヘイトスピーチ問題プロジェクトチームを発足しておりますし、日本共産党はヘイトスピーチを許さないために、人種差別禁止を明確にした理念法としての特別法を目指しているというような動きがあります。

新潟県内、昨年の12月19日現在では、新潟市、上越市、村上市そして新発田市、胎内市、魚沼市、関川村でこの発議が出されておりますし、その後、小千谷市そして昨日でありますけれども隣の十日町市のほうでもこの意見書発議が全会一致で採択されたという事例でありました。

表現の自由、言論の自由とどのようにこの部分をリンクするのかと言っても、国ほうでは最上位法である日本国憲法を越えた規制をするはずがありません。慎重な議論がこれからなされて、今まで行われてこなかったこの憎悪表現に対する規制というものを、国のほうでもしっかりやっていただくということをお願いする発議であります。

以上、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

24番・関 常幸君。

○関 常幸君 内容的には理解いたしました、少し教えてもらいたいのですけれども。日本の国は道徳が、教育が整っていたりとか、まさに「義」の精神でいろいろ社会生活が行われておりますが、ここに書いてあるように、これが社会問題化しているというふうに、そんなに一般的な中でそのような事例が相当起きているのかどうか。その一例としてここに、2014年12月に大阪高裁でというのがありますけれども、もっとそういうものが具体的に、本当に行われているのかどうかということと。

それから、国連で勧告を出したということですが、国連に加盟している国で、こういう法的整備をした国はどのくらいあるのか。お願いしたいと思います。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 まず、最初のご質問でありますけれども、この2013年10月7日、京都地裁こちらのほうで、ヘイトスピーチは人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり違法であるという判決が出された。これについては、ご承知のように在日朝鮮人に対するそういうヘイトスピーチがあったということで、裁判を起こされたわけであります。

これを受けて、2014年7月に大阪高裁、2014年12月には最高裁で上告が棄却をされて、この判例が確定したという部分であります。大阪市のほうでこういう条例が、ヘイトスピーチに対しての条例が制定されたわけがありますけれども、新聞報道でもありますように橋下市長と在日特会の代表の方が、テレビ等であれほどやりとりをしたということがありました。そういうのをを受けて、やはりこういうような表現をこのまま放置をするということはどうなのかなという思いであります。

それから2つ目でありますけれども、国連参加の国々、約200の地域団体がありますけれども、その中でこれに参加しているのはどのくらいかということは、申しわけございませんが承知はしておりません。

○議 長 24番・関 常幸君。

○関 常幸君 例えばこういう理解でいいのかということですが、私たちが市民として生活している中では、日常的に、こういう問題はあまり起きていないけれども、今、事例を2つ言いましたが、そういうことが発端となっているというふうな理解でいいわけですか。

私はそういうふうに理解をしているのですけれども、日常的にはほとんど私ども市民生活の中では、このようなものが社会問題化していないのだろう、というように思っているのですが、そのところはどうでしょうか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 最近でいきますと、同性婚というのが非常に問題になっておりまして、同性婚に対していろいろな発言をなさる方が出てきている。こういうものを考えますと、実際、南魚沼市内でこういうようなのが問題になったのかと言われますと、私が記憶しているところでは、六日町高校で差別発言がガラス等に書かれた場合について、全校集会をして、その中で人権についての講話といたしますか、これが行われているというような事例しか、私は市

内の中では存じておりません。けれども、やっぱりこういうようなところに規制をかけていくということが、やっぱり日本国としては、国連加盟国として当然やっていかなければならない部分ではないかと思っております。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 今ほど24番議員も質問をされていましたが、この意見書の3行目以下に書かれていますけれども、「2014年12月、このヘイトスピーチ問題をめぐる裁判」というふうに書かれています。実際に今、これを処罰するとかという法律はないわけで、これはもともと、どういう問題で訴訟に至ったのか、その辺の経緯を説明していただきたいと思います。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 これは京都のほうで起きましたけれども、在日朝鮮人に対する言葉の暴力でありますよね。ここで言うこともはばかれるような表現がありました。そういうようなところを、このまま野放しにしているのかというようなところで、こういう訴訟が起こされたものだというふうに私は承知しております。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 これを罰する、もしくはそういう法律が今はないわけでありまして、もし、やるとすれば、刑法上の課題になりますよね。言葉であれば暴行罪であるとか、あるいは名誉毀損であるとかという犯罪が成立すると。そういうところから、訴訟が起こされていった問題でしょうか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 その訴訟自体の中身も細かに見たわけではございませんので、そうすると一般的にいけば在日朝鮮人に対する言葉の暴力というものが、野放しであるという部分が、こういう大きな問題になってきたのではないかなと思っております。

ただ、社会的弱者の中に、先ほど申しました同性婚の問題であったり、これから多くの問題が出てくるというわけでありまして。そうすると、日本国憲法という最上位の法律がありますね。それを越えたような法規制は当然できないわけでありましてけれども、じゃあ、この憎悪表現に対するものについてはどうなのかということについては、これはやっぱり国会できちんと議論をしていただいて、やはり規制の対象にしていきたいと、そういう思いであります。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 この発信もとであります。勘違いかも知れませんが、部落解放同盟というほうからこっちへ回ってきたと聞いています。提出者におかれましては、この発信もとの部落解放同盟についてどのような認識をもっているのか。また、この団体について東京のほうに本社があるということらしいのですが、この県内もしくは近隣、南魚沼市等で活動という拠点等があるのでしょうか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 部落解放同盟ということが、今、出ましたが、確かに電話をいただきました。

た。それで、このヘイトスピーチとはどういう問題かなというところで、インターネット等を通じながら調査を私はしました。そしてその結果、県内でこれほど多くの市議会で意見書を出しているというこれは、どういう問題なのかというところに端を発しましてやりましたので、これはこの団体からの請願や陳情ではありません。私個人がそのような誘因がありましたけれども、調査をした中でこういう問題があるとすれば、これはやっぱり国に上げてきちんとした議論をしていただいて、規制をしていかなければならないなということで、今回発議をしたというわけであります。

この同盟というその団体自体が、この県内でどの程度のもので、どういう活動をしているかということは、承知しておりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第1号 ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第35、発議第2号 安保法制の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第2号 安保法制の廃止を求める意見書の提出について、地方自治法99条の規定により内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙意見書を提出するものとするということで、お願いであります。

この法案は皆さんご存じのように、昨年9月15日ですかに、採決が行われておりまして、関連法案が多分今国会で上程され、それで細々の執行ができるようになるということだというふうに考えているところであります。この内容については、いろいろの考え方があろうかと思うのですが、私も憲法の部分を若干読んでみたのですが、憲法9条の解釈の問題いろいろあろうかと思っておりますけれども、そういった中で歴代の政権と申しますか、国の方針として憲法解釈、特に自衛権の問題については集团的自衛権は認められないという立場であっ

たわけでありますが、それがこの法案によりまして集団的自衛権容認という形になったということでもあります。これについては、いろいろの学者等がこの立憲主義の日本の政治、憲法に違反しているということがとなえられたところでございます。

私はこの意見書の中で、中段からですがちょっと過激な話で、これが発動されれば、日本は海外で戦争をする国になるというふうに書いてありますけれども、もう1つの考え方で戦争ができる国になったということでありまして、その辺が今までの国の政策と180度転換しているということでもあります。

そういう点からしてみても、憲法の解釈からしてみると、これは今までやられてこなかったことであるということ、国民に立憲主義ということからしてみますと、世論調査等でも説明不十分であり、国会の勢力で、これが強行されたということで、立憲主義がここで途絶えたというふうに捉えているところであります。憲法の改正なくしてこういった解釈ができるということは、いかがなものかと。要するに憲法にのっとって、改定は改定、あるいはそれを順守するというのは、ほかの方法があるのではないかというふうに感じるところでございます。この安全保障関連法、安保法制を速やかにもとに戻して、要するに廃止をして立憲主義の原則を堅持して、9条を守って、憲法を守っていかうじゃないかということでございます。

いろいろの立場があろうかと思えますけれども、今、国民が、先ほどのを繰り返しますけれども、半数以上の方々が、こういった今法案については疑問があるという考え方もされている中でありまして、ましてまたそれが市民の中でもそういった不安を抱いている方々が多いかと思えます。そうした中で、我が議会でもこういった意見書を上げて、ひとつ憲法にかえったところから再出発するならするという形をとったほうがいいのではないかということで、皆さん方をお願いをするところでございます。以上です。

○議長 長 質疑を行います。15番・中沢一博君。

○中沢一博君 提出者にお聞きしたいと思うのですが、今、国のほうでは野党5党が、2月19日にこの平和安全法制の廃止を求める法案の共同提出をしたというふうに私も聞いているのです。それで、ちょっと私もその中で例えば2月19日に提出をして今日、きょうは3月18日ですか、その中で私はどうするのかとずっと見ていたのですが、例えば自衛隊1つとってみても、日米安保1つとってみても違う中で、本当にどうするのかと見ていた中で、野党5党はこの廃止法案ですね、また、民主党、維新の党の対案を、実際にこの法案の扱いとしての議論というものを、衆議院の議会運営委員会に実際に提出していないという——これを具体的にきょう提出して、どうしていかうかという協議に至っていないというふうに私はお聞きしました。

本当に廃止をするならば、もう刻々とそういうものは進めていっているのかなと私は思っていたのですが、どうも言葉だけであって現実には全くそういう審議に入っていないということを、まず議運で進めていかなければ、国会で進まないわけですが、そのことをどのように思っておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 野党5党という、国会の中ではそういった形で合意がされて提案をしているところでもあります。これが議案となるかどうかというのは、今後の問題だというふうに私は捉えておまして、詳しいところはそこまで承知しておりません。

しかし、今、自衛隊とか安保とかという各党の政策が違うじゃないかという中で、なぜこういうことがということだと思えるのですけれども、やはり先ほどから繰り返して申し上げておりますが、この法律が憲法解釈、今まで特に歴代の自民党政権がずっととってきたわけですが、その解釈を曲げて一步踏み込んだそれはいかなものかということ、この戦争法案は憲法に反していると。それをまず廃止をしないことにはということが、1つの合意点であるというふうに捉えています。

そして、それについて憲法を、立憲主義という国の憲法ですが、その立憲主義をこれではなくなってしまったと。ですから、憲法にのっってこの政治をやるということが合意されております。そして、その解釈が違う、政策の違いについては、この法律をまずなくして、そして、違う部分は置いてでも、立憲主義をなくさないところに帰ろうじゃないかというところが、この法案の一番の目的だろうというふうに思います。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は本当にまだ理解不足で大変恐縮です。どうも、お話を聞かせてもらっていて、理解不足で恐縮ですけれども、そのようなことを言っているのだったら、これだけの皆さんは共産党でありますけれども、国会の中でなぜ審議に入ろうとしないんですか。具体的に進めようとしませんか。

きょうだって北朝鮮からミサイルが飛んでいる、そういう状況の中で、どう国民を守っていくのか。具体案がなければ私たち国民は、やはり不安——逆に不安ばかりをあおっているのではなくて、どう取り除くかということが、やはり私たち議員としての使命ではないかと私は思っているんですけれども、その点をもう一度。ちょっと私が、聞き手のそそうという言葉をよく誰かさんが言っていますけれども、私も全くそれで申しわけないですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 あえてじゃあ、中沢さんは公明党だということで、ちょっと論戦をしてみたいと思います。憲法というのは平和憲法です。ミサイルが飛ぶ、飛ばないとか、尖閣がどうだとかという問題で、なぜまだ何も起きていない段階でそういったことを唱えるのか。それは国民の不安をあおっているわけです。憲法はそうは言っていません。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」ということが、前文できちんとうたわれています。

そして、一切のこれに反する憲法や、一切の法律、詔勅を排除するということがうたわれているわけですので、あえてそういったその武力攻撃を受けたらとか、そういう形での国民への挑発はしないほうがいいというふうに私は考えております。

国民をどう守るか。じゃあ、今までそういった例があったかということになりますれば、私はなかった。その問題が起きたときには、我々はまずは外交できちんとやると。そして、日本のこの憲法は、武力行使を禁止しているわけですから、それに訴えるような解決方法は選ばないところを、世界に発信することによって、今までこういった形が守られてきたということでもあります。この憲法に反するか、反しないかという問題が、やはり根本的に違った今のお話ではないかなというふうに私は感じました。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は今この憲法云々ということは、全く触れておりません。論議もまだ入っていません。私はこの安保法案の廃止について、どう実際、具体的に国民を守ろうとしているのか。今ご自分もおっしゃったように、そんなのはどこにもできていないわけですよ。戦争なんて起きていないわけですよ。あれだけPKOだって、認可されているわけでありませよ。その中で、あなたは何を言おうとしているのか、私は聞き取れないものだから、もう一度、申しわけないですけども。そんな、憲法云々なんて、これっぽちも私はまだ言っていないよ。お願いします。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 憲法問題は何も言っていないと言いながら、紛争が起きたらどうすると、あるいは攻撃を受けたらどうすると。それを対処法を憲法は言っているんですよ。大体の言い方として、北朝鮮がとか、あるいは昔はソ連がとか、そういった形でのお話がほとんどだったと思うのですけれども、今はそのほかに中国、尖閣とこういう話ですよ。一応そういうのは、経済的な問題とか、いろいろ関係を深めることによって、攻撃なんていうことは今やる時代じゃないですよ。ボタンひとつ押して、ミサイルが飛んできた。じゃあ、それを本当に守れるか。武力を整備して守れるか、守れませんよ。そんなことで国民を扇動することは、やめたほうがいいというふうに思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

24 番・関 常幸君。

○関 常幸君 1 点だけ簡潔にお願いしますが、国民の 85%は自衛隊に非常に感謝をして、必要性を認めております。そこで、自衛隊は、提出者は違憲ですか、違憲じゃないかその 1 点であります。簡潔でいいです。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 自衛隊については、問題は、自衛権の問題で憲法論議でそういう容認という形を今取っていると思います。ただ、その自衛権の中に「集団的」というのと「個別的」というのがありまして……（「自衛隊のことをきいているがです」と叫ぶ者あり）そこでの行使が問題になっているものであります。今法案でいきますと、外国で武力行使ができる。直接、攻撃を受けていなくても武力行使ができる法案であるというふうに捉えております。

○議 長 24 番・関 常幸君。

○関 常幸君 今、武力行使は中身の問題であって、自衛隊が違憲かどうかということ

聞いているんです。そののところだけでいいです。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 自衛隊は今、法律では認められています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

原案に反対者の発言を許します。

20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 簡単に申し上げます。戦争に負けて戦後、在日米軍が駐留軍としていたわけですが、皆さんご存じのように、砂川事件というのがありました。一連の自衛隊とそれからその前に在日米軍と自衛隊が憲法に違反しているんじゃないかという訴訟があったわけです。

そこで、日本の最高裁が出した結論というのは、そうした一国の安全保障にかかわるものについては、裁判所は判断をできない。いわゆる高度の行政行為については、判断はできないという——これは統治行為論といいますけれども、そこでもうある程度この国の法治の、この分野におけるこの法治の限界というものがわかっているわけで、今回の一連のその後の自衛隊ですね。それからあと今回の安保法制についても、全く同じ流れの中で起きているという認識を持たなければなりません。日本の法治以外のところで動いているということです。

これは当然、戦後、日本がどのように戦勝国、国際連合、常任理事国こうしたものから取り扱われてきたか。その経過を見ればわかることと思います。現在においても、日本国を管理しているのは在日米軍である。その論拠となっているのが、ご承知のように日米安全保障条約と日米地位協定これであります。

こうしたところに踏み込まない限り、この国の安全保障については、議論をできないのであります。そういうことで、国が生きていくには、国を内憂外患から守るシステム、力、そしてもう1つ、絶対に戦争をしないという、争いをしないという、さらに国益を守るという、国民利益を守るという外交。この2つが国が国際社会で生きていくためには、重要な2本の柱であると思います。1本が欠けてもなりません。

先ほど申し上げました日本の現状を鑑みたとき、今、日本がどういう状態にあるのかよく考えていただきたい。そういう中でのアメリカ側からの要請、これが安保法制の内容であったわけです。これは2006年ぐらいからでしたか。2012年にアーミテージ・ナイリポートという形で明確に出てきました。まだか、まだかということに対して、安倍政権が答えたのが今回の安保法制であります。安倍政権は憲法改正というところまでいきませんでした。それは、今までの歴代内閣の姿勢を踏襲し、この国を国際社会において戦争をしないように判断したその結果であろうとそういうふうと考えております。

ある自衛隊幹部は、安倍首相を平和主義者であると、そう明言しておりました。そうしたことを考え、現在の情勢を考えながら憲法議論もよろしいですか、独立国家であるなら、あるべき方向というのをじっくり考えて、結論を出してほしい、そのように思います。

以上、反対の立場で討論をさせていただきました。できれば大勢の皆さんが、先ほどのヘイトスピーチではなくて、よく内容を理解した上で反対していただくことをご祈念いたしまして討論といたします。

○議 長 次に賛成者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 発議第2号 安保法制の廃止を求める意見書に賛成の立場で討論に参加いたします。国民をどう守ろうとしているのかについて、一言申し述べたいと思います。紛争を戦争にしてはいけない、これは皆さんの一致するところだと思います。私どもの立場はこういう立場です。これまでの歴代政府は、軍事的手段、抑止力に頼った安全保障であります。ここから抜け出す必要があると思います。

そうではなくて、対話と信頼醸成、紛争の平和的解決、平和的安全保障という考え方で、この問題に当たっていくべきだと思います。以前にも申しましたが、この北東アジアは、北朝鮮などさまざまなミサイル問題や領土問題が存在します。その問題を平和的に解決する1つのモデルとして、ASEAN東南アジア諸国連合の取り組みがあります。この取り組みを平和の地域共同体を北東アジアまで構築しようというのが、北東アジア平和協力構想であります。まずこのことを皆さんにご紹介したいと思います。

本題であります。昨年9月19日、空前の規模で広がった国民の運動と、6割を超す今国会での成立反対という国民世論に背いて、安倍政権は安保法制を強行採決させました。この南魚沼市でも8月28日、30日、強行採決前の9月14日や、市民会館を中心に集会やパレードが行われ、参加者は延べ800名を越えました。それは翌日の新潟日報の社会面にも載りました。

今回のこの意見書の核心は、「立憲主義を取り戻す」これがキーワードであります。どんな政権であっても、憲法の枠の中で政治を行う。ところが、安倍政権は戦後、半世紀にわたって歴代政権が憲法9条のもと、集団的自衛権は行使できないとしてきた憲法解釈を一遍の閣議決定で覆したのです。磯崎首相補佐官の「法的安定性は関係ない」という暴言が問題になりましたが、これこそが立憲主義破壊の正体を示すもので、法の支配をないがしろにするものでございます。

先ほど言うとおりの、今、5つの野党がそれぞれの立場が違います。安保問題が違います。今回、私どものこの意見書は、そうじゃなくてその議論する土台が壊されたらと、この異常事態をもとに戻そうという意図であります。目的であります。

昨年11月30日付、朝日新聞ではこういう調査がありました。自民党員1,254名の調査結果がのびりました。今回の憲法改正についての設問に対して、急ぐ必要はない57%、早く実現したほうがよい34%でした。自民党内からも懸念や批判が広がっています。藤井博久もと

財務大臣は次のコメントを寄せています。日本の自衛は必要です。しかし、安保法制では、日本の自衛に関係ない、世界の紛争にはまり込んでいくことになる。それがいいのか考えなければいけない。私は小学生のときアメリカの爆撃を受け、飢えをしのいでやってきた。こういう経験をこれからの若い世代に絶対やらせてはいけない。だから私は安保法制に反対しているのです。

海外で戦争する国にはさせない。誰の子どもも殺させない。多くの国民が立ち上がっています。主権在民と民主主義を取り戻す、この意見書に賛成であります。皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 安保法制の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第2号は否決されました。

○議 長 日程第36、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここで、板鼻市民生活部長、白井産業振興部長、勝又消防長からそれぞれ退職のご挨拶の発言を求められていますので、これを許します。

まず板鼻市民生活部長から、登壇してお願いをいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長 壇上からの眺めを初めて経験いたします。脇から発言するときも緊張しておりましたけれども、また、ここにいて皆さんに見つめられての緊張も、一層の経験でございます。

2月29日に始まりました3月定例、長期間で、また、いつにも増してご熱心な活発な議会

で、お疲れのことと思います。貴重なお時間をお借りしまして、こういう機会を設けていただきまして大変恐縮しております。

今まで多くの先輩を送ってきましたが、まさか自分の番がくるなどということは考えてもいませんでした。本当にたどりついてみればあつという間のことで、ただ、ただ、驚いくばかりで実感もまだまだという感じが実際のところでございます。

数々の退職者のご挨拶の中で、今まで一番印象に残っていますのは、「今後もこれはよろしくお願いします」とたった一言だけ言って去って行った先輩がおりました。全く見事なもので、私もいつかこういう機会がきたら、ぜひそういうふうにご好よく去りたいというふうにもう随分と前になりますけれども考えておりました。ただ、いざとなりますと、なかなか未熟なものですから、そこまでの達観ができませんで、ちょっとぐずぐずとお話をさせていただきますが、ご容赦のほうお願いいたします。

議場内の皆様をはじめ、職員の皆様に支えられ、元気で退職を迎えることができます。現職のまま、道半ばで他界したよき先輩たちのことを見てまいりましたので、元気で退職を迎えられることが普通のこと、当然のことではなく、本当に幸運なことであり、感謝しなければならないことと喜んでおります。今までかかわりいただきました全ての皆様に、本当にありがとうございました。

36年間の思い出といたしましては、希望に満ちて六日町役場に入ったとたんに、漆の種まき、それからカメムシの捕獲調査、そして山に測量に行けば、ポールを持って行った先輩職員がマムシを捕まえて、そのまま測量を続けたこと。帰りの車の後ろには、頭を葉っぱで目隠しされたマムシが、3匹ももぞもぞとしておりました。ゆりかごから墓場までのサービス業ですので、毎年度いろいろなことがありました。

中でも一番の思い出は、やはり3町合併です。中越大震災の対策本部に連日、泊まりこみながら震災対応の傍ら、真夜中に暫定予算書、こちらのほうを印刷しておりました。合併前後あわせて11年間、財政業務を担当させていただきました。その財政経験から、南魚沼市は合併をして本当によかったと感じ、その考えは今でも変わりありません。旧3町とも合併なしに今の財政レベル、行政レベルは果たすことができなかつたと確信しております。その合併という大きな節目に携われたことは、大きな思い出であり誇りでございます。

私が生来、奥ゆかしく控えめな性格であることは、皆さん疑う余地のないところとは思いますが、市の業務に関して、職員として提言したり発言するということは、権利ではなく義務であるとの自分の勝手な信念に基づき、直接の担当の業務でもないことに対しまして、自由に発言をさせていただきました。部外者の発言に戸惑いを覚えた方も多かつたかというふうに思います。この場をお借りしておわびを申し上げます。

また、そのことを好きなように許していただいた市長様をはじめ、上司、先輩の皆様、皆様方には心から感謝しております。言いわけがましくなりますが、採用いただけなかつた提案や意見も、数多くありました。ただし、一旦市として意思決定のあつた事項、最終的に決定した事項については、当然のことながら従い、自分のできる努力、協力は行ってきたつも

りではありません。

後輩職員の皆さんに最後にお伝えしたいことは、職階にかかわらず、思い切った意見を述べるのが自由なのも南魚沼市の魅力であり、市の活力だというふうに考えております。自分を磨く努力を常に忘れず、積極的に自分の持てる力を惜しむことなく発揮して、ライバルの自治体に負けない南魚沼市を市民のためにつくってください。

最後になりますが、議会の皆様には議場の内外でたくさんのご指導をいただきました。皆様方から温かく見守っていただき、アドバイスをいただいたことで、何とかここまで来ることができました。これからも健康には十分に気をつけていただいて、南魚沼市民のため、ますますご活躍されることをお願い申し上げます。長い間、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 続きまして、白井産業振興部長、お願いいたします。

産業振興部長。

○産業振興部長 本日はこのような機会をいただき、感謝申し上げます。今から 38 年前の 4 月、この庁舎、当時は六日町の役場でしたけれども、2 階の大会議室で、年度はじめの朝礼がございました。そこで新採用職員の紹介もあったわけですが、私は当時、学校の卒業式も早々と終わっておりまして、4 月まで時間がありましたものですから、スキーマッチテストに挑戦しようということで、毎日スキーに乗っていました。春先の日差し、照り返しの日差しで、もう真っ黒でありました。ゴーグルの跡が辛うじてこう白くなっていましたので、何とか前後ろの判断がつくというような状況で、きょうのように先輩職員の皆さん方の前に立ちまして、「顔は黒いですが名前は白井です」というわけのわからないことを言って自己紹介したことが、ついこの間のように思い出されます。

あれから 38 年であります。この間、仕事を通じて多くの皆さんと知り合い、そしておつき合いをさせていただきました。これらの人たちとのつながりが、私にとって宝物であります。これからも大切にしていきたいというふうに思っております。これからは市役所の外から、立場は変わりますけれども、市で行われるいろいろな行事に足を運んだり、できることは協力をさせていただきたいと思っております。

最後に、皆様方のご健勝とご活躍を祈念しまして、退職の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 続きまして、勝又消防長お願いします。

消防長。

○消 防 長 時間をいただきまして大変ありがとうございます。事務局長からは時間に制限はありません、と言われておりますが、簡潔でわかりやすくご挨拶を申し上げますのでよろしく願いいたします。

私は昭和 49 年 4 月に消防士を拝命いたしました。以来、42 年であります。私が入ったと

きは、まだ魚沼消防事務組合という組織でございました。昭和45年1月に消防署が発足をしておりまして、まだ組織も、そしてまた職員も非常に若い時代でございました。それから42年でございますけれども、この間には実にさまざまなことがございました。

1つ申し上げますと、昭和60年、61年ごろからバブルといわれた時代がございました。このことで、湯沢町、そしてまた石打を中心にマンションブームというものがございました。私は運よくこの時期に本部の予防課におりまして、建築確認申請の消防同意事務であるとか、完成検査を担当させてもらっておりました。こんなことがいつまで続くんだろうかということで、マンションの検査等をやっていたわけですが、7年ぐらいだったでしょうか続きました。

湯沢町の中心部には、地上60階建てのツインタワーマンションも計画をされておりました、図面もできておりました。バブルの崩壊でこういった多くのマンションが建設をされないままこの時代が終わったわけでありまして、私もそれと同時に別の部署に異動をしたわけですが、非常に忘れられないことの1つであります。

また、災害で申し上げますと、地震であるとか、あるいは水害などさまざまなものがありました。私の在職中に二度のトンネル火災がございました。平成24年5月24日にご承知のように八箇峠トンネルの爆発火災があったわけでございます。私はこの災害では1回も現場のほうには行っておりません。ずっと消防本部のほうに詰めておりました。県内14の消防本部から応援をいただいて活動をしたわけでございますが、こういった現場活動体の後方支援の担当をしておりました。消防本部にも多くのマスコミの皆さんが詰めておりましたし、昼夜を問わず本当に電話による取材というものがあまして、これらに対応をしたわけでございますが、非常に厳しい取材でございました。

災害の発生から72時間を過ぎたころから、やはり行方不明者の安否も非常に気になったところでございますし、また現場で活動していた職員の状態も、非常に心配をされまして、これからどうなるのかということを実際に心配した4日目の午前中に、4名の皆さんが無事に救出をされたということで、本当によかったなと思った災害であります。

この災害の1年前には東日本大震災ということで、私も緊急消防援助隊として石巻のほうに4日間行ってまいりましたが、1年後には我がこの市で応援を受けるということになった災害で、本当に記憶に残る災害でありました。

42年間、本当にさまざまなことがありまして、災害も多かったわけでありまして、同僚の職員が災害活動で大きなけがをされるといったことがなかったと、これがまた私にとっては、今、何よりであったというふうに思っておりますし、私自身はこの42年間を全うできたということが、本当に何よりであったというふうに今はそう思っております。

議会の皆様にはさまざまな場面でアドバイス等をいただきました。そしてまたご協力もいただきました。特に消防団事業、出初め式であるとか、春秋の演習にはご出席をいただきまして、また団員の激励もいただいたところでございます。またこれからもよろしくお願いをしたいと思っております。

私は3月いっぱいまで退職しまして、とりあえずフリーですけれども、今までのこの期間を無事に過ごさせていただけましたので、これから退職後は、地域のために何かできることがあればやっていきたいというふうに考えております。皆様には本当に長い間ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 このほかにも非常に多くの退職の方々がいらっしゃいます。総務部長より定年退職を迎えた職員について、紹介をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長 それではそのほか、管理職での今年度末での定年退職者、一般職14名、消防職1名、早期退職者一般職2名であります。少し大勢となりますが、肩書とお名前だけご紹介をさせていただきます。失礼ながら敬称のほうは省略させていただきます。

福祉保健部部参事 北村祥博、総務部次長・塩沢市民センター長 高橋久男、環境交通課長 川上正仁、廃棄物対策課長 野上光芳、介護保険課長 羽吹正、養護老人ホーム所長 金澤敏博、大和市民センター参事 小幡富夫、商工観光課長 宮田利晴、城内診療所事務長 櫻井雅芳、学校教育課長 高野輝幸、社会教育課長 佐藤和則、監査委員事務局長 加藤好文、ゆきぐに大和病院事務部次長 小幡久斗、ゆきぐに大和病院健康開発課長 桑原和彦、消防本部消防次長 八木逸郎、建設課長 青木悦夫、早期退職でございます。保健課長 貝瀬良一、同じく早期退職でございます。

以上でございますが、本日は長年の労をねぎらっていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議 長 今ほど挨拶をいただきました幹部職員をはじめといたしまして、3月末をもって退職をされる皆様に議会を代表して感謝とお礼の言葉を述べさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

皆様方が高校を卒業された時代はどうだったでしょうか。振り返ってみますと、小野田少尉がフィリピンのルバング島から帰還され、秋には長嶋茂雄さんが引退を表明され、また、田中角栄氏が退陣を表明されたのもこのときだった気がいたします。社会全体、車の社会がどんどん広がりまして、大量に労働力が必要とされた時代の、大量採用の最後の時代だったのではないかと考えています。その後の時代の移り変わりは本当にどうだったでしょう。新幹線が開通し、道路の整備がなり、生活環境がどんどん整備されてまいりました。また、圃場整備など産業に関する環境も、教育・文化・医療なども、あらゆる分野で大きな変化、進歩がありました。その中に一つ一つその皆様の仕事があり、活躍され、苦労の成果として今日があることとと思っています。

地震・水害・豪雪といった大変な災害も皆様方によりまして、確実に対応をしていただきました。先ほどありましたように、この災害対応の中に寝ずの日もあったことといます。そして奔走された日も多くあったこととと思っています。そして、合併という行政組織の変換

は、まことに苦勞の連続であったのではないかと推察されます。

今、南魚沼市6万市という形づくり、まちづくりに大きな力を発揮していただきました。おかげさまで今では、町民という意識から市民という感覚を持ち、これが定着し、市民一体となって前に進もうという機運が醸成されてまいりました。

このたび定年退職される方々は、昭和30年生まれということで、私と同級生、同世代であります。今ほど退職の挨拶をされた方々も高校で同級生でありました。私は11年前に議員としてこの議場に來た際は、非常に不安の中にありながら、その存在に非常に大きな安心感をいただき、心強く思いました。実際にその後も多くの指導をいただきました。その方々が退職されるということは、まことに寂しい限りです。

私事が入ってしまいました。我々議会も皆様方の多くの功績を心に刻み、執行部とともにあすの南魚沼市のために頑張っただけです。また、皆様方はまさに今、CCRCでいわれるアクティブシニアでございます。これからも地域のため、家庭のため、自分のため、ますます活躍されることと思っております。まだまだ時間があります。これからの皆様方のご健康とご多幸を、心からお祈り申し上げます。長い間、本当にご苦勞さまでした。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 これをもって平成28年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変、長い間ご苦勞さまでした。

〔午後3時02分〕